

- 国庫金取扱代理店 …… I ・ 246, 261, 263, 330-331
 国庫金取扱命令書 …… I ・ 261, 267-268, 330
 国庫金の市中預託案 (昭和33年) …… VI ・ 80
 国庫金の取扱い …… I ・ 131-133, 149, 172-173, 187, 208, 264, 326-328, 330 III ・ 44
 国庫金の無手数料取扱い …… I ・ 322-324 II ・ 300, 303
 国庫債券整理公債 (乙号五分利公債) …… II ・ 236
 国庫制度の統一 …… I ・ 259-261
 国庫預金制度 …… I ・ 264, 272 II ・ 17, 21, 25-26, 158 III ・ 44-46
 固定為替相場制度 …… V ・ 384
 固定平価制度の崩壊 …… VI ・ 352, 567
 後藤田銀行 …… III ・ 38
 琴平銀行 …… I ・ 506, 522
 近衛内閣の財政経済政策方針 → 財政経済3原則
 五分半利国庫証券 …… V ・ 363
 五分半利付英貨公債 …… III ・ 429
 五分半利付英貨公債発行規程 …… III ・ 444
 五分半利付米貨公債 …… III ・ 429
 五分半利付米貨公債発行規程 …… III ・ 444
 五分利公債 …… II ・ 147, 149, 229, 371
 外貨公債償還のための—— …… II ・ 351, 363
 ——交付による震災手形損失補償 …… III ・ 234-235, 238, 241
 政府の横浜正金借入金を——に借換え …… III ・ 516-517
 日露戦費調達のための—— …… II ・ 166, 253
 満洲事变費用調達のための—— …… IV ・ 20
 五分利国庫債券 → 五分利公債
 五分利付仏国国防公債 …… II ・ 347
 米商会所 …… I ・ 379
 米騒動 …… II ・ 322, 432-435, 442, 455
 米相場の暴落 (昭和5年) …… III ・ 450
 御用外国荷為替 …… I ・ 386, 397, 403, 407, 412, 416, 418, 422, 425
 御用為替方 …… I ・ 19
 雇用調整 (昭和50年) …… VI ・ 440
 五・四運動 …… III ・ 138
 コール協定 …… III ・ 221-222
 コール協定銀行 …… III ・ 222 IV ・ 36
 コール市場 …… V ・ 367
 ——の急拡大 …… V ・ 483
 ——の正常化 …… II ・ 490 V ・ 533, 537-540
 ——の投資市場化 …… V ・ 483
 コール建て値の弾力的変更 …… VI ・ 484
 コール建て値の廃止 …… VI ・ 485
 ゴールド・バンク → 金券銀行
 コール取引担保の拡充 …… V ・ 535-536
 コール取引に伴う貸出枠 …… V ・ 537
 コルレス取引 (日銀) …… I ・ 173, 210, 326, 328, 330, 382, 406 II ・ 18, 40
 ——先 …… I ・ 331
 ——に伴う一時融通貸 …… I ・ 330, 382
 ——に伴う貸越残高利子の設定 …… I ・ 246
 ——に伴う貸付極度額 …… I ・ 330, 382
 ——根抵当品 …… I ・ 330
 ——の内容 …… I ・ 330
 ——のみの約定店 …… I ・ 331
 ——約定書 …… I ・ 330
 ——利子決定方式の変更 …… I ・ 246
 横浜正金との—— …… I ・ 382
 コルレスボンデンス (コルレスボンダンス) …… I ・ 124-126, 135, 147-148, 215
 コール・レート
 ——に関する自粛申合わせ …… V ・ 483, 516, 539
 ——に対する指導 …… V ・ 456-457, 537-538
 ——に対する指導廃止 …… V ・ 539, 562
 ——の高騰 …… V ・ 456, 483, 502, 535, 537-539, 561
 ——の全銀協申合わせ限度 …… V ・ 483, 516, 519, 523
 ——の平準化 …… IV ・ 121
 ——の臨金法最高限度規制廃止 …… V ・ 568
 コール・ローン協定利率 …… IV ・ 36, 39-40
 今後の重要経済施策要綱 (昭和26年・政府) …… V ・ 401-403
 「今後ノ正貨及為替対策ニ就テ」 (昭和4年・大蔵省) …… III ・ 155
 コンベンショナル方式 (Conventional Auction) …… VI ・ 484
 [サ]
 財界救済の基本方針 (大正9年・日銀) …… III ・ 6, 10-12, 20
 財界三巨頭 …… III ・ 154, 377
 在外資金の正貨準備繰入れ …… II ・ 547-548, 550-552 III ・ 526
 在外資金の正貨準備繰入れ制限 …… II ・ 553-554 III ・ 43
 在外正貨
 金解禁後の—— …… III ・ 423-430, 464
 金解禁前の—— …… III ・ 154, 379, 387, 395, 398, 416-418, 420
 金輸出再禁止後の—— …… IV ・ 50, 65, 75
 ——からの対外支払い …… II ・ 175, 293
 ——準備 …… II ・ 168, 548, 553-554
 ——に関する上申書 (大正8年) …… II ・ 553-554
 ——の買取り (買入れ) …… II ・ 366, 422
 ——の正貨準備繰入れ論議 …… II ・ 551-552, 555

—の制度と償金特別会計 …… I ・ 502
—の定義 …… II ・ 550
—の売却（払下げ） …… II ・ 294, 326, 332 III ・ 82-84
—の補充 …… II ・ 263 III ・ 116
—批判 …… I ・ 514
昭和10～14年当時の— …… IV ・ 186, 188, 376, 399
政府保有— …… II ・ 176, 351, 462
大正期の— …… III ・ 139, 141, 145, 148
在外正貨売却に関する協定（日銀と横浜正金） …… III ・ 419
財界の整理（第1次大戦後）
—進展 …… III ・ 110, 115, 120
—促進 …… III ・ 43-44, 106-107, 118
—遅延 …… III ・ 86, 103, 109
中間景気による—の—的抑制 …… III ・ 29
財界の動揺
—時の貸過ぎの弊 …… III ・ 21
—防止 …… III ・ 31, 82
第1次大戦終結に伴う— …… II ・ 470-471, 473
大正9年の— …… III ・ 5-6, 9-10, 32-34, 38, 42
再議請求権（日本銀行法改正案） …… V ・ 635, 648
西京為替会社 …… I ・ 14
最近の財政金融情勢に関する意見書（全国銀行協会連合会） …… V ・ 575
債券買入および売戻手続 …… VI ・ 103
債券買入れ操作（日銀） …… V ・ 334, 354
—と融資あっせんの活用 …… V ・ 327, 350-351
—の方針転換 …… V ・ 355, 377
再建金本位制 …… I ・ 37 III ・ 348-349, 491
債券市場整備案（日銀） …… II ・ 557-559
債券専業仲買人 …… II ・ 558-559
債券・手形の売買操作 …… V ・ 595 VI ・ 170
債券発行銀行 …… V ・ 290-291, 355, 434
最高発行額制限制度 …… IV ・ 400, 461-463, 480, 483 V ・ 135, 633-634, 643
最高発行額制限法 …… I ・ 311
最後のより所（Lender of Last Resort） …… I ・ 37, 127 II ・ 287, 293, 480 IV ・ 357 V ・ 592 VI ・ 84
財産税
—創設などによる財政再建 …… V ・ 27
—創設に伴う預金封鎖等 …… V ・ 23
—創設の構想 …… V ・ 30-32
—徴収によるインフレーションの進展阻止 …… V ・ 35
—納付による資金繰り悪化 …… V ・ 100
—の用途をめぐる論争 …… V ・ 33
—の賦課と戦時補償の支払い …… V ・ 63

連合国最高司令部の—賦課承認 …… V ・ 18
財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル件（案）（日銀） …… V ・ 30-31
財産税創設案要綱（大蔵省主税局） …… V ・ 30, 33
財産増価（加）税 …… V ・ 30-31, 33, 35, 63
財産増価税創設案要綱（大蔵省主税局） …… V ・ 30, 33
財政赤字
石橋財政と— …… V ・ 58
インフレーション要因としての— …… V ・ 36, 111, 176, 203, 383
銀行券（通貨）増発要因としての— …… V ・ 79-80, 110, 112, 137, 207
金融緊急措置の効果阻害要因としての— …… V ・ 50
—解消の不可欠性 …… V ・ 51
—の日銀信用による補てん …… V ・ 18-19, 108
臨時軍事費の大量散布を中心とする— …… V ・ 18
財政委員会（Financial Committee, 国際連盟） …… IV ・ 140
財政インフレーション …… IV ・ 55, 111, 118 V ・ 447
財政管窺概略（松方正義） …… I ・ 94-97
財政議（松方正義） …… I ・ 95, 97-102, 121, 141, 393 II ・ 7 III ・ 316
財政危機宣言（昭和50年） …… VI ・ 452
財政緊急対策（戦後通貨対策委員会） …… V ・ 27
財政緊縮政策 …… IV ・ 52
財政金融改革要綱案（大蔵省） …… IV ・ 326
財政金融基本方策要綱（政府） …… IV ・ 283, 300, 324-327, 383, 471
財政金融緊急対策実施要領（案）（経済安定本部） …… V ・ 106
財政金融新体制実現のための池田試案 …… V ・ 581
財政金融新体制要綱案（企画院） …… IV ・ 325-326, 329
財政経済3原則（近衛内閣） …… IV ・ 216-217, 222
財政健全化方針の放棄 …… IV ・ 179
財政更革ノ議（大隈重信） …… I ・ 81-82, 86
財政再建計画大綱要目 …… V ・ 27, 30
財政再建ニ関スル件（大蔵省） …… V ・ 30
財政支出の繰延べ …… V ・ 476 VI ・ 212
財政収支の均衡 …… V ・ 58, 110, 177, 200, 208, 253-254
インフレーション問題の核心としての— …… V ・ 27
戦時補償の支払いと財産税等賦課による— …… V ・ 63
財政収支の実質的均衡 …… V ・ 206, 209, 219
財政収支の眞の均衡実現 …… V ・ 215, 229
財政政策の転換（馬場蔵相） …… IV ・ 179
財政制度審議会 …… VI ・ 182-183
財政取調委員 …… I ・ 81

- 財政法（昭和22年法律第34号）…V・108, 110, 117,
141, 145, 303 VI・160, 164, 181
- 財政4件の建議（大隈重信）…………… I・71, 96
- 最低価格制度（Floor Price System）…………… V・122
- 最低資本金（銀行）… III・267-268, 271, 273, 275, 277,
280
- 最低歩合適用限度額…………… II・211 V・496, 559-561
- 在内正貨…………… III・419, 428-429, 526
- 済南事件…………… III・154, 377
- 歳入補填公債（国債）…………… IV・11, 19, 21, 28
- 財閥解体…………… V・5, 59, 173, 272, 275, 364
- 財閥銀行の解体…………… V・275
- 財閥系銀行…………… V・100
- 財務官証明…………… III・514-515
- 債務者特殊借入金…………… IV・303
- 債務償還政策…………… V・238-239, 263
- 債務保証命令…………… IV・353
- 再割引適格商業手形…………… V・329-330, 336
- 再割引適格貿易手形…………… V・330, 333-334, 336-337
- 栄銀行…………… III・39
- 佐賀貯蓄銀行…………… III・39
- 佐賀百六銀行…………… III・39
- 佐久銀行…………… III・481
- 酒類配給公団…………… V・126, 353
- 佐々木銀行…………… IV・440-441
- 雑五分利公債…………… III・66
- 鎖店銀行紙幣交換基金特別会計法（明治23年法律
第25号）…………… I・303
- 讃岐鉄道会社…………… I・433
- サミュール・サミュール商会…………… II・107-108
- 翰取銀行…………… II・134, 216
- さや取りの解消…………… II・51
- 山陰合同銀行…………… IV・424, 430
- サンウエーブ工業の行き詰り…………… VI・140, 167
- 3か国共同対日宣言 → ポツダム宣言
- 3月危機説（昭和22年）…………… V・82, 88-89
- 3月事件…………… III・495
- 産業金融援助（日銀）… IV・135-136, 189, 191, 451-
452, 454
- 産業金融への進出（日銀）…………… II・321
- 産業組合…………… II・9, 331 V・435
- 産業組合金融統制団…………… IV・293
- 産業組合中央金庫…………… IV・16, 257, 293, 301, 314, 323
- 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法（昭和7
年法律第32号）…………… IV・16
- 産業組合法（明治33年法律第34号）…………… II・9
- 産業資金貸出優先順位表…………… V・90, 98, 100, 328, 356
——による質的規制…………… V・221
——の改正…………… V・107, 348-350, 365
- の概要…………… V・91
- 産業資金の供給調整に関する措置要綱（政府）
…………… V・90
- 産業資金の供給に関する措置要綱（政府）
…………… V・83-84, 90
- 産業資金の供給について（案）（経済安定本部）
…………… V・83
- 産業政策…………… IV・122-123
- 産業調査協会…………… III・472
- 産業投資特別会計…………… V・584
- 産業統制…………… IV・178
- 産業統制法規…………… IV・220
- 産業の二重構造…………… IV・113
- 産業復興公団…………… V・126
- 産業保護政策 → 産業政策
- 三極構造の時代…………… III・134
- 産金買上規則…………… IV・213
- 産金吸収…………… II・27
- 産金奨励策…………… IV・77, 80-81, 186, 214, 386-387, 394
- 産金法（昭和12年法律第59号）… IV・79, 212-213,
386, 390
- 産金保護…………… IV・72, 74, 77
- 三光餽…………… III・263
- 三国干渉…………… I・483-484, 487, 505 II・100
- 三国通貨協定（Tripartite Agreement）
…………… IV・83, 150-151
- 3・3物価体系…………… V・81, 88
- 参事院…………… I・143, 283, 336
- 蚕糸業救済法案…………… II・330
- 蚕糸業救済補償法案…………… II・330
- 蚕糸業統制法（昭和16年法律第17号）…………… IV・270
- 蚕糸金融の円滑化…………… V・343
- 蚕糸証券…………… IV・270
- 三十四銀行… II・235, 240, 487 III・5, 18, 359, 480
IV・60, 63
- 3行合併・三和銀行…………… IV・61, 124
- 残存輸入制限…………… VI・254, 306
- 暫定的為替レートの設定…………… V・208-209
- 山東出兵…………… III・367, 377
- 3人委員会（金融機構改編）…………… V・288, 598
——の「銀行制度改革指針に対する日本側の
非公式報告」…………… V・288-289
- 三分半利国庫債券…………… IV・205, 209-210, 269 V・363
- 三分主義…………… IV・321
- 産油国直接取引原油（DD原油）…………… VI・427
- 山陽鉄道会社…………… I・429, 433-434, 448
- 山陽特殊製鋼の行詰り…………… VI・148, 168
- 三和銀行…………… IV・266, 273, 276, 324 V・28
——と住友銀行の合同案…………… IV・440, 442

——の発足……………	Ⅳ・61, 118, 124, 427, 430
〔シ〕	
Jカーブ効果……………	Ⅵ・376
GNPデフレーター の 安定……………	Ⅵ・11
ジェノア会議 → 国際経済会議	
糸価安定工作（糸価維持策）……………	Ⅲ・448 Ⅳ・270
糸価安定施設特別会計法（昭和12年法律第17号）	
……………	Ⅳ・270
糸価安定融資補償法（昭和4年法律第14号）	
……………	Ⅲ・448, 463
市街地信用組合……………	Ⅴ・40, 157, 161, 165, 357-358, 435
市街地信用組合統制会……………	Ⅳ・330
市街地信用組合法（昭和18年法律第45号）…	Ⅴ・165
地金勘定……………	Ⅳ・79, 377
直取引コール……………	Ⅴ・539
直物持高規制の廃止……………	Ⅵ・247
事業債	
——取得を対象とする国債買入れ…	Ⅴ・385, 390, 401, 410
——の健全性維持……………	Ⅳ・312
——の消化促進のための国債買入れ…	Ⅴ・326, 392
——の消化促進のための復興金融債券買入れ	
……………	Ⅴ・356
事業資金調整暫定標準……………	Ⅴ・24
事業資金調整標準ニ関スル件……………	Ⅳ・293
市況商品……………	Ⅵ・208
事業設備資金貸付ニ関スル協議書……………	Ⅳ・316
事業設備資金ノ貸付報告書……………	Ⅳ・316
時局匡救計画……………	Ⅳ・16
時局匡救費……………	Ⅳ・12-15, 52, 99, 104-105
時局共同融資団……………	Ⅳ・283, 300-301, 344
時局金融手形 → 日本興業銀行振出地方銀行あて	
手形	
時局緊要事業会社……………	Ⅳ・206
資金委員会構想……………	Ⅴ・604
資金委員会法案……………	Ⅴ・484, 602
資金運用についての統制……………	Ⅳ・298
資金運用部……………	Ⅴ・395, 397
資金運用部資金……………	Ⅴ・395, 397, 400, 406, 427
資金運用部資金の産業資金への活用……………	Ⅴ・581
資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）…	Ⅴ・395
資金運用部余裕金の運用問題……………	Ⅵ・121
資金吸収に関する専門委員会（全国金融統制会）	
……………	Ⅳ・332, 338
資金計画 → 資金統制計画	
支金庫……………	Ⅰ・271
資金自治調整銀行団……………	Ⅳ・293

資金集中制 → 外国為替集中制度	
資金統合銀行…	Ⅳ・285, 336, 345-346 Ⅴ・28-29, 134
資金統制……………	Ⅳ・178, 189, 246, 315, 344, 355
資金統制計画……………	Ⅳ・252-253, 282-283
資金統制に関する暫定処理方針（大蔵省）…	Ⅴ・23, 28
資金統制法案……………	Ⅳ・287
資金ノ吸収及運用ノ計画ニ関スル件（全国金融統	
制会）……………	Ⅳ・337
資金の質的統制……………	Ⅴ・409, 599
資金ノ融通ニ関スル件（全国金融統制会）…	Ⅳ・337
資金の量的統制……………	Ⅴ・599
資金偏在……………	Ⅲ・106, 214, 224, 226, 375-376, 475 Ⅴ・550 Ⅵ・81, 116
資金ポジション指導（昭和43年10月以降）（→ 窓	
口指導）……………	Ⅵ・209, 222-223
資金融通準則	
——運営体制の改正……………	Ⅴ・101
——改正の検討……………	Ⅴ・349
——上の貿易手形・スタンプ手形再割引の取	
扱い……………	Ⅴ・126
——適用対象銀行の国債引受け……………	Ⅴ・118
——に即応するスタンプ手形制度適用業種の	
拡充……………	Ⅴ・98
——に即応する日銀の貸出規制方針……………	Ⅴ・92
——による融資規制……………	Ⅴ・93, 100, 104, 181
——の改正（昭和22年）……………	Ⅴ・106
——の改正（昭和24年）……………	Ⅴ・350, 365
——の強化……………	Ⅴ・106-107
——の実質的廃止……………	Ⅴ・351
——の内容……………	Ⅴ・90-91
——三種貸出に対する金利規制不適用…	Ⅴ・155, 164
指示権（政府の日銀に対する）…	Ⅴ・637-639, 648, 655-657, 671
四十三銀行……………	Ⅳ・60, 63
自主規制	
——金利方式への移行……………	Ⅴ・169, 564
市中貸出の——……………	Ⅴ・401
融資の——……………	Ⅴ・399, 405
自主的 の 最高販売価格……………	Ⅳ・218
市場金利の高目誘導手段……………	Ⅵ・552
市場メカニズムの喪失……………	Ⅳ・178, 255
市場メカニズムの復活……………	Ⅴ・466, 527
静岡銀行……………	Ⅳ・441
静岡県農工銀行……………	Ⅱ・8
事前承認制（輸入）……………	Ⅴ・338
下請銀行組合……………	Ⅱ・254-255, 257-258
下谷銀行……………	Ⅲ・32
シ ン 社債前貸肩代わり（預金部）……………	Ⅳ・312

- 七十四銀行 ……Ⅲ・7-8
 7 大策 (広田内閣) ……Ⅳ・179
 自治的金融統制機構 ……Ⅳ・323
 自治的資金調整 (機関) ……Ⅳ・291-293, 296-297, 315
 七人委員会の緊急経済対策特別作業 (昭和22年)
 ……Ⅴ・115
 質屋 ……Ⅴ・281
 市町村農業会 ……Ⅴ・40, 50
 失業対策事業費 ……Ⅳ・11
 実業同志会 ……Ⅲ・203
 実物価指数 ……Ⅳ・226
 実施延期命令権 (政府の日銀に対する) ……Ⅴ・635
 指定外倉庫保管商品 ……Ⅲ・68
 指定金融機関 → 軍需融資指定金融機関
 指定軍需会社 ……Ⅳ・261, 306-308
 指定産金業者 (政府) ……Ⅳ・74, 82
 指定産金業者 (日銀) ……Ⅳ・78, 83
 CD 市場の創設 ……Ⅵ・543
 指定倉庫 ……Ⅲ・68 Ⅳ・62, 262
 指定倉庫以外の倉庫証券担保貸出 ……Ⅱ・338-339
 CD の指名債権譲渡方式 ……Ⅵ・486
 指定預金 ……Ⅲ・41 Ⅴ・188, 332, 346-348, 424, 426,
 583
 政府保有外貨の— ……Ⅴ・431
 G10 会議 (10 国蔵相・中央銀行総裁会議)
 ……Ⅵ・252, 258, 302, 324, 331-332, 336-339, 556
 G10 代理会議 (10 国蔵相・中央銀行総裁代理会
 議) ……Ⅵ・337
 幣原外交 ……Ⅲ・438, 511
 支店銀行制度 ……Ⅱ・16-17, 20-21, 26
 指導者原理 ……Ⅳ・328, 331
 自動承認制 (AA 制) ……Ⅴ・386, 417, 456
 支那事変国庫債券 ……Ⅳ・269, 409
 支那事変特別税法 (昭和13年法律第51号) ……Ⅳ・255
 信濃銀行 ……Ⅲ・480 Ⅳ・61
 芝川商店 ……Ⅱ・487
 支払延期令 (支払猶予令、大正12年) ……Ⅲ・184
 —と銀行業務 ……Ⅲ・48, 54
 —の施行 ……Ⅲ・50-53, 59, 63-64, 81
 —の撤廃 ……Ⅲ・57-58, 60-61
 —不適用地域の問題点 ……Ⅲ・55-56
 支払延期令 (昭和2年) ……Ⅲ・184
 —明け後の財界安定策 ……Ⅲ・245
 —実施期間中の日銀の措置 ……Ⅲ・200
 —と貿易 ……Ⅲ・228
 —の解除 ……Ⅲ・181
 —の施行 ……Ⅲ・178, 180, 193, 206-207, 226, 245,
 248
 支払準備制度 (預金支払準備制度) ……Ⅱ・321, 348,
 452 Ⅴ・221, 269, 291, 298, 320, 384
 —創設への努力 ……Ⅴ・489, 529, 584
 —導入をめぐる論議 ……Ⅴ・609-612
 —導入への動き (昭和20年代) ……Ⅴ・596-602
 —に関する金融制度調査会の審議 ……Ⅴ・604-
 609, 643
 —の趣旨 ……Ⅴ・596
 —の母胎 ……Ⅲ・211, 302
 —発動論 ……Ⅴ・522
 主要金融政策手段としての— ……Ⅴ・612, 626,
 645
 支払い停止 (銀行)
 第1次大戦発生時の— ……Ⅱ・317, 327
 大正9年反動時の— ……Ⅲ・7
 藤本ビルブローカー銀行の— ……Ⅱ・240
 明治40年銀行動揺時の— ……Ⅱ・223, 233
 「渋沢蔵相に与う」(大内兵衛のラジオ放送) ……Ⅴ・4
 四分半利英国軍債 ……Ⅱ・347
 四分半利国庫債券 ……Ⅳ・21, 26
 四分半利付英貨公債 ……Ⅱ・168, 351 Ⅲ・83, 104, 145
 四分利公債 ……Ⅱ・258, 336 Ⅲ・66
 —による低利借換え ……Ⅱ・249, 275
 第一回— ……Ⅱ・254-256, 564
 第二回— ……Ⅱ・257-258, 564
 四分利付英貨公債
 —への運用 ……Ⅱ・126
 第一回— ……Ⅱ・110-112, 118
 第二回— ……Ⅱ・189, 192, 219 Ⅲ・425, 438-
 440, 444
 第三回— ……Ⅱ・258
 四分利付公債買入手続 ……Ⅱ・257
 四分利付仏貨公債 ……Ⅱ・258
 紙幣下落救済ノ方策 (東京経済雑誌) ……Ⅰ・75
 紙幣交換基金 (政府) ……Ⅰ・303, 306
 紙幣消却準備金 ……Ⅰ・304
 紙幣整理 (伊藤博文の構想) ……Ⅰ・17-18
 紙幣専用制度 ……Ⅰ・77
 紙幣発行会社構想 ……Ⅰ・17-18
 紙幣発行特権 (政府) ……Ⅱ・227-228
 シベリア出兵 ……Ⅱ・318, 432, 436 Ⅲ・138-139
 私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存
 行為ノ期間延長ニ関スル件 (昭和2年緊急勅
 令) ……Ⅲ・180 Ⅴ・41
 資本コストと賃金コストのすう勢的上昇 ……Ⅵ・166
 資本市場の育成強化 ……Ⅴ・326, 368 Ⅵ・58
 資本自由化 ……Ⅵ・306
 資本逃避防止委員会 ……Ⅳ・86
 資本逃避防止法 (昭和7年法律第17号) ……Ⅳ・66, 68,
 85-90, 93, 124, 131-132, 355

資本逃避防止法ニ関スル施行手続	IV	86
資本逃避防止法ニ基ク命令ノ件	IV	86
島内銀行(島之内銀行)	I	506, 522
島商店	II	487
島田組	I	23-24
下野銀行	III	36
下村意見書	V	628, 653-654
シャープ勧告	V	86
シャープ使節団日本税制報告書	V	263
社会政策審議会	III	384
社債担保スタンプ手形 → 日本興業銀行売出手形		
社債引受シンジケート団	IV	308, 313, 316, 337, 348
社債前貸手形(興銀の時局緊要事業会社に対する)	IV	206
ジャワ銀行(Javasche Bank)	IV	383
上海銀行	III	227
上海事変	IV	19, 31, 65, 196, 201
自由円・証券特別勘定の残高規制	VI	332, 341
自由円預金	IV	360
重化学工業の発展	IV	112, 123
自由化促進論(円切上げ回避のための)	VI	306, 308
衆議院議員実業団	II	328
衆議院議員選挙における自由民主党の敗北(昭和54年)	VI	505
自由小切手	V	40
十五銀行	I	223
	II	163-164, 235, 255, 330
	III	53
——を中央銀行とする案	I	52, 54
——からの手形買入れ	IV	273, 276
——と川崎造船所	III	229, 233, 278, 482
——に対する特別融通	III	251-252, 482
——の救済問題	III	198, 233
——の震災手形の割引	III	94-96
——の対政府貸付	I	57, 59, 298
——の他銀行に対する支援	II	129
	III	31
——の帝国銀行への吸収合併	IV	424
——の取付け(休業)	III	178, 227, 229
——引受の銀行引受手形	II	500
田口卯吉の——観	I	209-210
日銀保証品としての——の株式	I	341, 350,
		431
収税委員	I	259-260
修正金本位	IV	77
終戦 → 太平洋戦争の終結		
「終戦後のわが国における財政金融の推移(第一		
次試案)」(大蔵省)	V	629
終戦処理費	V	22, 59, 79, 111
——の縮小(減額・圧縮)	V	207, 224, 251
十大政綱(浜口内閣)	III	381, 383

住宅営団	IV	263
住宅金融公庫	V	436
集中排除政策 → 経済力集中排除政策		
十八銀行	II	240
	III	31
自由民権運動	I	61, 76, 81, 390
自由民主党政務調査会通信部会	VI	448
重要産業五ヶ年計画要綱	IV	190
重要産業団体令	IV	230
重要産業ノ統制ニ関スル法律(昭和6年法律第40号)	IV	123, 126, 324
自由預金		
一般——	V	91, 106-107
金融機関の新勘定と——	V	66
——に基礎を置く新円経済	V	49
デノミネーションに伴う——の取扱い案	V	115
封鎖預金の——への転化	V	50
十六銀行	IV	441
主要企業経営分析調査(日銀)	VI	166
主要企業短期経済観測(日銀)	VI	203, 217
主要国通貨の対外交換性回復	V	481
主要産業の設備投資動向に関する調査(日銀調査局)	VI	25
シュレーダー商会(J.H.Schroeder & Co.)	III	444
純益金課税方式(日銀)	II	69-70
準指定倉庫	III	68, 79
準戦時体制	IV	170
準備外正貨	II	206
準備金(政府)	I	48, 98, 425
——からの横浜正金に対する為替資金貸付	I	383, 385, 387, 397, 403, 412
——繰入額	I	111
——による御用外国荷為替の廃止	I	412, 416
——による紙幣消却	I	43, 83, 94-95
——の運用	I	108-109, 112, 115
——の蓄積と兌換制の実施	I	91-92
準備銀行制度	V	284
準備比例法	I	309
準備預金制度		
——という名称	V	608
——と日本銀行法	V	647
——に関する国会審議	V	616
——のアナウンスメント効果	V	620
——の概要	V	614-615
——の拡充・強化	VI	386, 390-391
——の金融政策手段としての意義	V	595, 621
——のコスト効果	V	620
——の実施細目	V	616-617
——の趣旨	V	596

- の準備率決定の権限…V・607-609, 615-616, 634
- の準備率操作に関する認可権…V・316, 607-608, 615-616, 634, 645
- の準備率適用対象債務(預金)…V・615, 617
- の適用を受ける金融機関…V・616 VI・59, 232
- の発動 ……V・522-523, 525, 618-620
- の副次的効果 ……V・621
- の流動性効果 ……V・620
- 準備預金制度に関する答申 → 金融制度調査会 (昭和31年設置)
- 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号) ……V・316, 602, 608, 614-616
- 準備預金制度に関する法律施行令(昭和32年) ……V・616
- 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和32年) ……V・617
- 準備預金制度に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和47年) ……VI・390
- 準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律(昭和47年法律第23号) ……VI・390
- 準備率操作 → 支払準備制度
- 蒋介石政権 ……IV・411
- 小額国債 ……IV・247, 249-250
- 小額紙幣発行の緊急勅令 ……II・459
- 小額紙幣発行法(大正9年法律第6号) ……II・461
- 小額政府紙幣……II・412, 459 III・43, 73 V・17
 - の整理 ……II・461-462
 - の発行 ……II・459-461
 - の引換準備 ……II・462
- 商業銀行化(普通銀行) ……II・7, 13-14, 20, 48
- 商業銀行主義… I・130-131 II・391 III・272, 276-277, 285
- 商業銀行の株式担保貸出 ……V・366
- 商業銀行の銀行… I・153, 333, 353, 355 II・7, 10, 20, 321
- 商業銀行の不動産担保貸付……III・31
- 商業金融中心主義 ……I・172-173, 176-177, 184 IV・257
- 商業興信所 ……II・160
- 商業手形 ……V・190, 340, 378
 - 狭義の— ……V・54
 - 銀行券発行保証物件としての— ……V・136, 148
 - 広義の— ……V・54
 - 再割引の優遇……V・56
 - の活用 ……V・372
 - の再割引と高率適用 ……V・329-330, 390
- の再割引による生産増強資金の供給 ……V・54, 68, 186
- の選別 ……V・400-401
- 割引市場の育成 ……V・320
- 割引の奨励(日銀) ……I・252
- 商業手形主義 ……III・305-306, 310, 321, 537 IV・136, 202
- 商業手形条例案 ……I・336
- 商業手形第一主義 ……III・120
- 商業手形に準ずる手形(準商業手形) ……V・54, 186, 190, 329 VI・360-361
- 商業手形による決済の奨励 ……V・527
- 商業手形万能主義の緩和 ……IV・454
- 商業手形優遇方針 → 商業手形主義
- 商業手形割引
 - 第一主義 ……II・200
 - の優遇、奨励 ……I・252-253 II・24-25, 74 III・123
- 商業手形割引歩合……V・28, 55-56, 155, 191, 194, 409
 - の債券担保貸付利子歩合との同一化 ……VI・230
 - の10年半ぶりの引上げ……V・72
 - 日銀実効貸出金利と— ……V・169
- 消極的監督制度(政府の日銀に対する) ……IV・481
- 消極的担保条項 ……III・440-441, 445-446
- 小銀行の乱設防止 ……II・132-133
- 正金通用制度 ……I・77-79, 101
- 正金通用方策(大隈重信) ……I・78
- 償金特別会計… I・499, 502, 513, 515 II・89-91, 109
- 証券会社
 - 起債打合せメンバーとしての4大— ……V・170
 - 起債懇談会のメンバーとしての—代表 ……V・170
 - の手持社債買上げ(預金部) ……IV・312
- 証券業者 ……V・118, 296, 412
 - に対する高率適用 ……V・97-98
 - に対する国債担保貸付 ……IV・246
 - に対する資金融通 ……IV・261
 - の運転資金の優先順位引上げ ……V・350, 365
 - の財務管理に対する行政指導 ……VI・129
- 証券金融会社 ……V・366-367, 412
 - 大阪証券金融株式会社 ……V・367
 - 京都証券株式会社 ……V・367
 - 神戸証券金融株式会社 ……V・367
 - 中部証券金融株式会社 ……V・367
 - 新潟証券金融株式会社 ……V・367
 - 日本証券金融株式会社 ……V・366-368
 - 広島証券金融株式会社 ……V・367
 - 福岡証券金融株式会社 ……V・367

北海道証券金融株式会社	Ⅴ	368	譲渡性預金（CD）	Ⅵ	477
証券金融専門機関	Ⅴ	366	荘内銀行	Ⅳ	441
証券コールに対する指導	Ⅵ	127	城南信用組合	Ⅳ	285
証券3原則	Ⅵ	577	消費景気	Ⅴ	444
証券市場対策に関する日銀の考え方	Ⅵ	145	消費財関及び自由物価指数	Ⅴ	16
証券市場の育成	Ⅴ	527-528, 548	消費者信用（住宅ローンを除く）の抑制	Ⅵ	414
証券処理調整協議会	Ⅴ	360, 364-365	消費者物価の急騰（昭和48年）	Ⅵ	423-424, 426, 428, 430, 438
証券政策確立要綱（民主自由党）	Ⅴ	365	消費者賦信信用の規制	Ⅴ	647
証券対策（昭和39～40年）	Ⅵ	133	消費性向の低下（昭和49年）	Ⅵ	440
証券投資信託法（昭和26年法律第198号）	Ⅵ	124	商品担保貸出	Ⅲ	68 Ⅳ
証券取引委員会	Ⅴ	291, 364	商品（倉庫証券）見返貸付制度	Ⅴ	372-373, 377
証券取引所	Ⅴ	296, 356, 364	商法（明治23年法律第32号）		
——の市場第2部の開設	Ⅵ	125	——の制定と日銀	Ⅲ	316
——の閉鎖	Ⅴ	571	商法（明治32年法律第48号）		
証券取引審議会の「公社債市場のあり方からみた 国債発行の諸問題について」	Ⅵ	183	——と「国債ノ価額計算ニ関スル法律」（昭和7年法律第16号）	Ⅳ	48-49
証券取引法（昭和22年法律第22号、昭和23年法律 第25号）	Ⅴ	303, 316, 364	——の制限緩和	Ⅳ	290-291, 318
証券取引法第65条問題	Ⅵ	187, 197	商法会所	Ⅰ	6
証券取引法の一部を改正する法律（昭和56年法律 第62号）	Ⅵ	576	商法司	Ⅰ	6, 12
証券取引法の改正（昭和40年、証券業の免許制）	Ⅵ	160, 163	昭和会	Ⅳ	169
証券引受会社協会	Ⅳ	312, 323	昭和恐慌	Ⅳ	96
証券引受会社統制会	Ⅳ	330	昭和銀行	Ⅲ	218, 238, 251-252, 409 Ⅳ
証券引受業者	Ⅴ	159	昭和七年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発 行ニ関スル法律（昭和7年法律第6号）	Ⅳ	21
証券引受業者による日銀保有国債の売りさばき	Ⅳ	248	昭和34年度経済見通しと経済運営の基本的態度	Ⅴ	517, 519-520
商工協同組合	Ⅴ	186	昭和四十年における財政処理の特別措置に關す る法律（昭和41年法律第4号）	Ⅵ	189-190
商工協同組合法（昭和21年法律第51号）	Ⅴ	165	昭和40年不況の性格	Ⅵ	174-176
商工組合中央金庫	Ⅳ	263, 292, 301, 324, 330	殖産興業	Ⅰ	12, 27, 237, 396, 425, 495, 510, 532 Ⅱ
——に対する指定預金	Ⅴ	424	・7, 101, 447		
——に対する貿易手形制度の適用	Ⅴ	126	殖産興業政策	Ⅰ	4, 6, 12, 14-15, 112, 128, 169, 497
——の金融債の発行	Ⅴ	379, 434	食糧管理特別会計	Ⅴ	348
——の系統金融機関に対する貸出金利	Ⅴ	172	食糧管理特別会計法（昭和17年法律第26号）		
——の高率適用対象への組入れ	Ⅴ	96	………	Ⅳ	270
中小企業金融関係別枠融資制度と——	Ⅴ	186-188, 342, 357	食糧管理法施行令改正勅令	Ⅴ	35
融資規制下の——	Ⅴ	90, 107	食糧緊急措置令	Ⅴ	35
臨時金利調整法による金利規制と——	Ⅴ	161	食糧証券	Ⅳ	241, 270-271 Ⅴ
商工債券	Ⅴ	377, 385	………	Ⅴ	19, 362, 542
商工審議会	Ⅳ	122	食糧配給公団	Ⅴ	126
商工貯金銀行	Ⅱ	131	食料品配給公団	Ⅴ	126, 353
証換金率	Ⅴ	303, 307	所得税法の一部を改正する法律（昭和55年法律第 8号）	Ⅵ	584
商社に対する金融問題	Ⅴ	423, 529	庶民金庫	Ⅳ	263, 323, 325, 330, 360 Ⅴ
商社持高集中制の実施	Ⅵ	13	………	Ⅴ	159, 161, 357
上州銀行	Ⅳ	62	所有国債の対市中売却（日銀）	Ⅲ	369, 371
上州蚕糸改良会社	Ⅰ	341	ジョンストン使節団	Ⅴ	176, 183
焼損貨幣・紙幣	Ⅲ	73	ジョンストン報告 → ドレーパー報告		
			私立銀行	Ⅱ	13

- 自立経済の達成 …… V ・ 235, 479
 飼料配給公団 …… V ・ 126, 353
 人為的低金利政策 …… IV ・ 121, 173 V ・ 558-559, 568
 新 S N A …… VI ・ 374
 新円 …… V ・ 42, 44, 49-51
 — 切換え …… V ・ 23, 31-32, 35, 42
 — 経済 …… V ・ 48-49, 51
 — の支払い事務取扱い …… V ・ 40
 — の発行 …… V ・ 30-31, 41
 — 預金 …… V ・ 49
 辛亥革命 …… II ・ 250
 新価格体系 …… V ・ 105
 新貨条例 (明治 4 年) …… I ・ 8-9, 11, 19, 32, 34, 63 II
 ・ 4
 新貨幣銀行願書 …… I ・ 19, 35-37
 新旧公債証書発行条例 (明治 6 年) …… I ・ 273
 新銀行法試案 (昭和 24~25 年) …… V ・ 596, 601-602
 新金融調節方式 …… V ・ 562, 586 VI ・ 92-93, 100, 103-
 104, 106, 110
 — 運用についての考え方 …… VI ・ 104
 — についての評価 …… VI ・ 94, 115
 新経済政策に関する政府声明 …… V ・ 402-403
 新券引換見合せ論 (日銀調査局) …… V ・ 32
 新国債ファンド …… VI ・ 586
 清国賠償金 …… I ・ 462, 484, 494, 511 II ・ 88, 90, 105
 金本位制採用と— …… II ・ 6
 — による預け合 …… I ・ 513
 — の運用 …… I ・ 499-504
 — の受領・取寄せ …… I ・ 425, 483, 486, 505, 510-
 511, 516, 527-528, 531, 533 II ・ 3, 104,
 109, 170
 日清戦後経営と— …… I ・ 496, 498 II ・ 188
 震災手形
 再割引の条件を欠く— …… III ・ 67
 — 以外の特別融通 (本行口特別融通) …… III ・
 76, 86
 — 回収不能額 …… III ・ 240-241
 — 所持銀行 …… III ・ 96-97, 102, 112, 234-236, 240,
 242-243
 — 処理方針 …… III ・ 185, 189, 233-236, 238, 242
 — 制度の乱用防止 …… III ・ 89-90
 — 特別融通 …… III ・ 241, 243, 261
 — と台湾銀行 …… III ・ 174, 189, 255
 — 取扱いの注意事項 …… III ・ 89-90
 — の経過 …… III ・ 240
 — の再割引 …… III ・ 52, 59-61, 87-89, 103
 — の実態 …… III ・ 171, 174, 189, 192
 — の処理 …… III ・ 150-151, 185, 203, 364
 — の整理 …… III ・ 116, 242-244
 — の割引請書 …… III ・ 88
 — の割引に関する蔵相命令書 …… III ・ 87, 89, 107
 — 融通期限 …… III ・ 185, 233
 — 融通の返済 …… III ・ 240
 — 割引依頼銀行 …… III ・ 91, 95-96, 102
 — 割引期限 …… III ・ 60, 73, 97, 102-103
 — 割引損失補償令 → 日本銀行震災手形割
 引損失補償令
 — 割引歩合の引下げ …… III ・ 107-109
 — 割引歩合引下げ理由書 …… III ・ 107
 補償済— …… III ・ 242-244
 未決済— …… III ・ 102
 震災手形関係 2 法案
 — をめぐる論調 …… III ・ 202-204
 — と金解禁 …… III ・ 364
 — に関する議会審議 …… III ・ 169, 171, 173, 185,
 189, 192
 — に対する貴族院の付帯決議 …… III ・ 234-235,
 252
 — の成立 …… III ・ 174, 190, 234
 震災手形処理委員会 …… III ・ 235-236, 240, 242, 255
 震災手形善後処理法 (昭和 2 年法律第 20 号)
 …… III ・ 234, 240, 243
 震災手形善後処理法案 …… III ・ 151, 169
 震災手形善後処理法 = 依り震災手形所持銀行 = 対
 シ貸付ヲ為ス手續 …… III ・ 238
 震災手形善後処理法による政府貸付 …… III ・ 238, 240
 震災手形損失補償公債法 (昭和 2 年法律第 19 号)
 …… III ・ 234-235
 震災手形損失補償公債法案 …… III ・ 151, 169
 震災手形割引損失補償令 …… III ・ 189, 234
 シンジケート銀行 …… II ・ 363-365, 367-368, 448 III ・
 17, 33, 51, 56-58
 シンジケート 団引受け (国債) …… IV ・ 23, 241, 243
 シンジケート 仲買人 …… II ・ 381-382
 新体制運動 …… IV ・ 333
 信託会社 …… V ・ 126, 157, 281, 290
 — と臨時金利調整法による金利規制 …… V ・ 161
 — の高率適用対象への組入れ …… V ・ 96
 — の信託銀行への転換 …… V ・ 434-435
 融資規制下の— …… V ・ 90, 116-117
 信託協会 …… IV ・ 323 V ・ 157
 信託業務兼営 (普通銀行) …… IV ・ 436
 信託業法 (大正 11 年法律第 65 号) …… III ・ 311
 信託銀行 …… V ・ 170, 364
 — からの国債買入れ …… V ・ 352, 357-359, 363
 — の発足 …… V ・ 434-435
 信託譲渡の方法による貸出 …… II ・ 338-339 III ・ 68
 信託統制会 …… IV ・ 330

信託法(大正11年法律第62号) ……Ⅲ・311 V・536
 信託預金 ……Ⅱ・444
 薪炭需給調整規則 ……Ⅴ・370
 薪炭需給調節特別会計 ……Ⅴ・370
 薪炭配給統制規則 ……Ⅴ・369-370
 新平価解禁 ……Ⅳ・137
 — 四人組 ……Ⅲ・157
 — 論 ……Ⅲ・146, 160-162, 389-390, 491-492
 新法律の制定による金融機構の全面的改編に関する
 件(連合国最高司令部経済科学局非公式覚
 書) ……Ⅴ・598
 神武景気 ……Ⅴ・476-477
 信用委員会 ……Ⅴ・309
 信用委員会法案要綱(案) ……Ⅴ・309, 312
 信用協同組合 ……Ⅴ・165-166, 290, 435
 信用漁業協同組合連合会 ……Ⅴ・374
 信用金庫 ……Ⅴ・166, 374, 424, 435
 信用銀行(Kreditbank) ……Ⅱ・391, 402
 信用金庫法(昭和26年法律第238号) ……Ⅴ・166, 435
 信用金庫法施行法(昭和26年法律第239号)
 ……Ⅴ・166, 435-436
 信用金庫連合会 ……Ⅴ・166
 信用組合 ……Ⅴ・393, 424
 信用政策委員会設置要綱(案)(大蔵省) ……Ⅴ・312
 信用制度の保持育成 ……Ⅳ・474-475, 478, 489 V・
 103, 268, 404
 信用創造 ……Ⅱ・271, 451
 信用取引
 — の育成 ……Ⅴ・232
 — の回復 ……Ⅴ・54, 374
 — の促進 ……Ⅴ・348
 信用取引委託保証金率の引上げ(昭和40年)
 ……Ⅵ・148
 信用取引委託保証金率の引下げ(昭和36年、
 37年) ……Ⅵ・126, 128
 信用取引制度の導入 ……Ⅴ・548
 信用取引代用掛目の引下げ(昭和40年) ……Ⅵ・148
 信用農業協同組合連合会 ……Ⅴ・190, 301
 「信用の統制について」(大蔵省) ……Ⅴ・220
 信用割当て政策 ……Ⅴ・231
 森林組合連合会 ……Ⅴ・370

〔ス〕

推奨販売 ……Ⅵ・124
 スイスフランの平価切上げ ……Ⅵ・299
 出納支所 ……Ⅰ・270
 睡眠銀行 ……Ⅲ・484
 水曜会 ……Ⅳ・36 V・153-154
 スウェーデンの金解禁 ……Ⅲ・131

スウェーデンの金本位制停止 ……Ⅲ・491 Ⅳ・139
 枢密院 ……Ⅰ・143 Ⅲ・52
 — 弾劾決議案 ……Ⅲ・194
 — の緊急勅令案否決 ……Ⅲ・176-177, 193-194,
 227
 数量景気 ……Ⅴ・463, 472, 474-476, 485, 490, 521
 スエズ運河国有化宣言 ……Ⅴ・491
 スエズ動乱 ……Ⅴ・491, 505
 鈴木(貫太郎)内閣の成立 ……Ⅳ・235
 鈴木合名 ……Ⅲ・95
 鈴木商店 ……Ⅱ・424, 500 Ⅲ・27, 40, 95, 174-175, 187-
 191, 226-227, 229, 256
 スタグフレーション ……Ⅵ・241, 426, 438, 440-442, 451
 スターリング・ブロック(sterling bloc, スター
 リング圏) ……Ⅳ・141, 148, 365
 スタンプ手形(大正8年) ……Ⅱ・525-529, 539 Ⅲ・
 75
 — 売出しによる資金調達 ……Ⅱ・523-524, 532
 — 制度創設の趣旨 ……Ⅱ・494-495, 514, 520-522,
 526, 529
 — 制度の仕組み ……Ⅱ・522
 放資対象としての — ……Ⅱ・468 Ⅲ・24
 スタンプ手形(昭和21年) ……Ⅴ・68-69, 189, 372, 390,
 402, 533, 591
 — 担保貸付と高率適用 ……Ⅴ・96, 329, 393
 — 担保貸付の金利規制 ……Ⅴ・165
 — 担保貸付利子歩合 ……Ⅴ・72, 74
 — の産業資金貸出優先順位表上の特例扱い
 ……Ⅴ・91, 349
 — の品目整理、期間短縮 ……Ⅴ・401
 割引市場育成を目的とする — の取扱い
 ……Ⅴ・125-126
 スタンプ手形制度(昭和21年) ……Ⅴ・68-69, 124-125,
 339, 345
 — 適用業種の拡充 ……Ⅴ・98
 — 適用対象業種 ……Ⅴ・76
 — の活用 ……Ⅴ・93, 96, 102
 — の緊急輸入物資引取り資金への適用
 ……Ⅴ・394
 — の原毛購入資金への適用 ……Ⅴ・386
 — の原油引取り資金への適用 ……Ⅴ・394
 — の工業手形への準用 ……Ⅴ・377
 — の重要輸入物資(政府輸入)引取り資金
 への適用 ……Ⅴ・340
 — の昭和23年度購繭スタンプ手形の切替え
 手形への適用 ……Ⅴ・343
 — の昭和24年度購繭手形への適用 ……Ⅴ・343
 — の昭和26年度購繭手形への適用抑制
 ……Ⅴ・399

—の信託会社・金庫への適用 …… V・126
 —の製糸業者振出の購繭資金手形への適用
 …… V・343
 —の繊維貿易公団買上げ生糸のつなぎ資金
 への適用 …… V・344
 —の創設 …… V・67-68
 —の適用範囲拡大 …… V・326
 —の内需向け輸入羊毛引取り資金への適用
 …… V・128
 —のねらい …… V・69
 —の綿紡績輸出向け加工資金への適用
 …… V・386
 —の輸出滞貨に伴う増加運転資金への適用
 …… V・346
 —の輸出向け綿製品製造用ランニングスト
 ック原綿引取り資金への適用 …… V・128
 —の輸入業者からの輸入物資引取り資金へ
 の適用 …… V・340-341
 —の輸入原材料値上がりに伴う増加運転資
 金への適用 …… V・346
 —の輸入原綿・原毛引取り資金への適用
 …… V・386
 —の輸入原綿内需向け払下げ引取り資金へ
 の適用 …… V・125
 —の輸入諸掛り資金への適用 …… V・339-340
 —の輸入物資引取り資金への適用（準用）
 …… V・339-340
 スミソニアン合意 …… V・260, 589 VI・302, 335-336,
 345, 347, 358-359, 370
 —後の政策運営 …… VI・377-378, 385
 —に至る経緯 …… VI・337, 339
 スミソニアン体制の弱点 …… VI・345
 スミソニアン体制の崩壊 …… VI・346, 348
 スミソニアン多角的通貨調整 → スミソニアン合意
 住友銀行… II・48, 235, 487, 500 III・39, 48, 53 IV・
 440, 442 V・21
 国際決済銀行株式引受団メンバー …… III・359
 —とコール協定締結 …… III・221
 —に対する日銀審査 …… III・292
 —による他銀行・業界の救済 …… I・524 III・
 5, 18
 政府の—からの正貨買入れ …… II・349
 全国金融協議会普通銀行団メンバー …… IV・324
 日銀との取引… II・14, 240, 362, 423, 527 III・
 83, 95 IV・276 V・28, 134
 駿河銀行 …… III・68, 483 IV・441
 スワップ取決め（協定） …… VI・492, 514
 駿州銀行 …… IV・441

〔セ〕

セアンザ (SEANZA) 中央銀行総裁会議… VI・245
 正貨活用方針（政府） …… II・350-352
 成貨（貨幣）払渡証書 …… II・361, 462
 正貨危機
 外債発行による—の回避 …… II・283-284
 元老の—意識 …… II・281
 明治末期～大正初期の— …… II・205, 244-245,
 252, 268-269, 293, 296, 328, 334, 413, 453
 正貨資金化策 …… II・351, 353-355, 417, 453-454
 正貨事項会議 …… II・278-282, 288
 正貨準備 …… III・524-526 IV・77, 133, 186
 —の擁護 …… II・125, 174, 194, 205, 209
 —発行… I・311, 318, 457 II・74, 87
 正貨準備に関する意見具申（新木日銀外国為替局
 長） …… IV・397-398
 正貨準備率
 銀行券発行当初の— …… I・289-291
 兌換銀行券条例による— …… I・286
 正貨蓄積政策（松方正義） …… I・112-115
 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急
 措置に関する法律（昭和48年法律第48号）
 …… VI・426-427
 生活必需物資統制令 …… IV・230
 生活必需物資の配給制 …… IV・221, 232
 正貨の現送 …… II・332
 アメリカからの— …… II・420, 506
 アメリカ向け— …… II・343
 インド向け— …… II・376-378, 411
 為替資金調達手段としての— …… II・358, 417-
 418
 金解禁準備としての— …… III・116
 正貨払下げ… III・28, 82-84, 104
 正貨流出… I・91, 135-136, 406 II・117, 123, 174,
 177, 180, 228, 319
 インド綿輸入に伴う— …… II・376-377
 金銀複本位制下の— …… I・24
 国際収支黒字下の— …… II・342-344
 —防止策 …… II・122, 125, 332
 対外債務支払いに伴う— …… II・189
 中国への— …… II・413, 511
 日露戦費の支払いに伴う— …… II・162, 175
 輸出入不均衡による— …… I・62-63, 137, 366,
 414, 450, 470, 475 II・89, 92, 104, 112,
 118, 120-121, 242, 353, 479, 534
 正貨利用問題 …… II・319-320, 350
 税関国庫金取扱所 …… I・265
 成規外貸出 …… II・225

成規外担保貸出 ……Ⅲ・65, 74
 成規外担保品 ……Ⅱ・225 Ⅲ・12, 34, 67, 75, 81
 税金預所 ……Ⅰ・49-50, 259
 税金預り人 ……Ⅰ・259-260
 制限外発行(限外発行) ……Ⅴ・141, 147, 150
 預け合による——の解消 …Ⅰ・510-513, 528-529
 Ⅱ・92-93
 国庫金の日銀預入による——の回避 ……Ⅰ・517-520
 在外正貨の準備繰入れによる——の回避
 ……………Ⅱ・548, 554
 正貨減少下の—— ……Ⅱ・252
 ——を認める比例準備法 ……Ⅰ・310
 ——許可限度 ……Ⅱ・86, 125
 ——最低税率 ……Ⅴ・142, 145, 147-148, 150
 ——税 ……Ⅰ・314-315, 318-319 Ⅱ・75, 79, 81,
 125, 548 Ⅳ・134, 463 Ⅴ・141, 145,
 660
 ——増大の原因 ……Ⅰ・509
 ——に関する元老院の意見 ……Ⅰ・313, 321
 ——に対する大蔵大臣の認可 …Ⅳ・128, 484 Ⅴ
 ・136, 142, 145
 ——に対する日銀の考え方 ……Ⅱ・99-100, 119
 ——の減少・消滅 …Ⅱ・98, 192, 242 Ⅲ・24 Ⅳ
 ・459, 465
 ——の上申 ……Ⅰ・485
 ——の常態化 …Ⅲ・297-298, 536 Ⅳ・131, 460-461,
 464, 483-484
 ——の性格 ……Ⅳ・461, 483-484
 ——の増大 ……Ⅳ・214, 463
 ——の発生 …Ⅰ・428, 468, 474, 476 Ⅱ・17, 72,
 86-87, 125, 137, 142-143, 260, 270, 292
 Ⅳ・459
 ——の必要性 ……Ⅴ・646
 ——の放置 ……Ⅳ・256, 461
 ——発生下の公定歩合引下げ ……Ⅱ・193
 政府保有英貨の日銀預入による——の回避
 ……………Ⅰ・527
 対民間貸出の抑制による——の増大防止
 ……………Ⅱ・126
 兌換銀行券条例の——規定 ……Ⅰ・318
 日清戦後の日銀の積極方針と—— ……Ⅰ・486
 初の—— ……Ⅰ・319-320
 制限金本位 ……Ⅳ・77
 制限屈伸法 ……Ⅰ・309-311, 319-320
 制限付民間貿易の開始 ……Ⅴ・588
 制限内発行税制度 ……Ⅲ・323 Ⅳ・129
 政策委員会 → 日本銀行政策委員会
 生産財実効物価指数 ……Ⅴ・16

生産財間及び自由物価指数 ……Ⅴ・16
 生産制限 ……Ⅳ・100, 104, 107
 清算取引整理資金 ……Ⅲ・80
 生産の増強
 インフレーションの抑制(克服)と——…Ⅴ・59,
 61, 184
 経済安定九原則と—— ……Ⅴ・215, 324
 生産力拡充
 ——計画 ……Ⅳ・398, 484
 ——資金特別融通 ……Ⅳ・206
 ——のための金融 ……Ⅳ・200, 206, 454, 490
 製糸資金特別融通 ……Ⅲ・481 Ⅳ・62
 政治的空白のもとでの金融政策 ……Ⅵ・505
 成長通貨(論) ……Ⅵ・81, 102, 104, 108, 114
 青銅貨 ……Ⅱ・458, 460
 西南戦争 ……Ⅰ・29, 46, 56-57, 468
 政府一時貸上金 ……Ⅳ・79
 政府買上金地金の処理 ……Ⅳ・76
 政府貸上金証書(横浜正金) ……Ⅳ・407-408
 政府金融機関
 ——を通ずる資金運用部資金の活用 ……Ⅴ・397
 ——に関する連合国最高司令部の提案
 ……………Ⅴ・287, 304
 ——に対する見返資金の投資 ……Ⅴ・396
 ——の設立 ……Ⅴ・395, 435
 特殊銀行の——への改組 ……Ⅴ・284
 政府債務の増大 ……Ⅳ・22-23, 241
 政府指定預金 → 指定預金
 政府紙幣 ……Ⅰ・46, 57-59, 80, 283 Ⅱ・459
 ——の銀貨兌換 …Ⅰ・286, 304-307, 352, 378, 385
 ——の消却 …Ⅰ・47, 49, 76, 78, 80, 111, 117, 283
 ——の整理 ……Ⅰ・301, 305
 ——の兌換事務取扱い ……Ⅰ・305
 ——の通用廃止 ……Ⅰ・306 Ⅱ・13
 政府紙幣交換ノ議(松方正義) ……Ⅰ・304-305
 政府紙幣消却のための対政府貸付
 ——に関する元老院の疑問 ……Ⅰ・316, 321
 ——の回収 ……Ⅱ・26-27
 ——の実施 ……Ⅰ・306, 324
 兌換銀行券条例による—— ……Ⅰ・318, 322-323,
 513 Ⅱ・60, 74, 300
 政府所有在外資金 ……Ⅲ・520
 政府短期証券 …Ⅱ・284 Ⅳ・241, 270 Ⅴ・110, 238,
 347 Ⅵ・59
 金融正常化の一環としての——の市中公募
 ……………Ⅱ・140 Ⅴ・529-530
 ——をめぐる日銀と大蔵省との交渉 ……Ⅴ・544
 ——の金利自由化 ……Ⅴ・552
 ——の公募停止 ……Ⅵ・465

- の市中公募実施 ……Ⅱ・140-141 V・488, 530, 540, 544-546, 551
- の市中公募の意味 ……V・530, 542, 544, 605
- の市中公募の実情 ……V・546-547, 567, 611
- の市中売却…Ⅳ・48, 271 V・362, 470, 529, 542, 544 VI・486
- の市中売却案 ……V・488-489
- の短資業者向け売却 ……VI・200
- の日銀引受け…Ⅳ・26-28, 45-48, 243-244, 271 V・19-20, 540 VI・486
- の売買による金融調節 ……V・541, 544-545 VI・198, 201, 214
- 政府短期証券市場の育成 ……V・529, 540, 542, 605
- 政府定期預金の取扱い ……Ⅰ・326
- 政府当座預金の取扱い ……Ⅰ・264
- 政府当座預金利子上納制度…Ⅲ・323 Ⅳ・129
- 政府特殊借入金 ……Ⅳ・304
- 政府特別買入れ(外貨) ……Ⅲ・395, 416-417
- 政府と中央銀行との関係 ……V・630, 671
- 政府に対する一時貸付…Ⅳ・20
- 政府に対する無制限の無担保貸付 ……Ⅳ・480
- 政府の銀行 ……V・285
- 政府の指揮権 ……Ⅱ・156
- 政府の正貨買入れ(第1次大戦期) ……Ⅱ・349, 452, 533
- 政府の損失補償 ……Ⅲ・20, 52, 58, 60-61, 86
- による救済融資 ……Ⅱ・330
- 政府の日本銀行経費予算の認可権 ……V・268
- 政府の日本銀行に対する監督権 ……Ⅳ・481, 487 V・268-269
- 政府の日本銀行に対する業務(執行)命令権 ……Ⅳ・481 V・268
- 政府の日本銀行に対する役員の罷免権 ……V・268
- 政府派遣訪欧経済使節団 ……Ⅵ・558
- 政府発行紙幣交換基金 ……Ⅳ・214
- 政府発行紙幣通用廃止ニ関スル法律(明治31年法律第6号) ……Ⅱ・13
- 政府貿易方式 ……V・119, 129, 339-340
- 政府保証軍需手形 ……Ⅳ・260-261, 264-265, 322
- 政府保証軍需手形取扱要項 ……Ⅳ・261
- 政府保証興業債券 ……Ⅱ・373, 408 Ⅲ・66
- 政府保証債券 ……Ⅳ・263
- 政府保証社債 ……Ⅳ・263-265
- 政府保有外貨のスワップ取引 ……V・428
- 政府保有外貨の流動化 ……V・500
- 政府保有在外正貨の私下げ ……Ⅲ・142
- 政府預金(日銀) ……V・17
- 政保債の弾力条項 ……Ⅵ・311
- 生証券 ……Ⅲ・472
- 生命保険会社からの国債買入れ…V・352, 354, 356-360, 362
- 生命保険会社協会 ……Ⅳ・323
- 生命保険協会 ……Ⅲ・80-81
- 生命保険統制会 ……Ⅳ・330
- 政友会 ……Ⅱ・377, 534 Ⅲ・151, 169, 191-193, 203, 363, 510-511 Ⅳ・11, 169
- 政友本党 ……Ⅲ・191-192, 363
- 整理公債…Ⅰ・276-277, 301 Ⅱ・105-106, 111
- 整理公債条例(明治19年) ……Ⅰ・277, 301
- 青湾貯蓄銀行 ……Ⅳ・424
- 世界恐慌(1907年) ……Ⅱ・232-233
- 世界恐慌(1929~30年) ……Ⅲ・397, 413, 415, 451, 453 Ⅳ・9, 139
- 世界銀行 → 国際復興開発銀行
- 世界経済会議…Ⅳ・74, 137, 142-148, 152
- にのぞむ日本の基本方針 ……Ⅳ・144
- の予備会談 ……Ⅳ・143
- 世界経済会議出席代表ニ対スル希望(大阪財界) ……Ⅳ・144
- 世界経済のブロック化 ……Ⅲ・349
- 「世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動揺史」(日銀調査局) ……Ⅲ・264
- 世界通貨経済会議(World Monetary and Economic Conference) → 世界経済会議
- 世界的なフロート制移行 ……Ⅵ・345-347
- 世界的な慢性的インフレーションの進行 ……Ⅵ・230
- 石州銀行 ……Ⅳ・428, 430
- 赤十字社 ……Ⅱ・256
- 石炭委員会 ……V・82-83
- 石炭共販会社 ……Ⅳ・320, 322
- 責任代理店 ……Ⅰ・396, 398-399, 401-402, 405, 408, 418
- 関根報告 ……Ⅴ・489
- 石油危機の学習効果 ……Ⅵ・521
- 石油危機(第1次)の発生 ……Ⅵ・416, 424-430
- 石油業法 ……Ⅳ・125
- 石油緊急対策要綱 ……Ⅵ・426
- 石油2法(国民生活安定緊急措置法、石油需給適正化法) ……Ⅵ・427
- 石油配給団 ……V・126, 353
- 積極財政政策…Ⅳ・10, 52, 99
- 積極的監督制度(政府の日銀に対する) ……Ⅳ・481
- Z作業(単一為替相場設定の影響に関する検討作業) ……V・249
- 設備資金の融通の抑制に関する件(大蔵省)…V・410
- 設備投資動向についての特別調査(昭和36年) ……Ⅵ・39
- 設備投資の繰延べ要請(昭和36年) ……Ⅵ・40
- 設備投資の中期的循環 ……Ⅵ・175

設備投資ブーム V ・ 476
 セールフレーザー商会 II ・ 326, 565
 銭 I ・ 9
 繊維製品輸出振興会社 IV ・ 366
 繊維貿易公団 V ・ 120, 344
 千億減税千億施策 V ・ 476, 492
 1930年ロンドン海軍条約 (The London Naval
 Treaty of 1930) → ロンドン海軍軍縮条約
 銭券 (為替会社発行) I ・ 14
 戦後インフレーション IV ・ 280 V ・ 552
 先行的土地投資 VI ・ 363
 全国銀行協会 V ・ 64
 全国銀行協会連合会 V ・ 41, 72, 575, 585
 — 金融問題調査委員会 V ・ 606
 — と金利協定 V ・ 155, 157, 159
 — 任命の日銀ボード構成員(案) … V ・ 300-301
 — のオーバー・ローンの是正に関する意見
 VI ・ 95
 — の国債発行に関する意見 VI ・ 184
 — の最近の財政金融情勢に関する意見書
 V ・ 575
 — の設立 V ・ 153
 — の融資自主規制委員会の設置 V ・ 405
 全国銀行従業員組合連合会 V ・ 289
 全国銀行統合並店舗整理案 (日銀考査局) … IV ・ 439
 全国金融協議会 IV ・ 323-327, 331, 333, 356
 全国金融統制会 V ・ 134
 — 常議委員会 IV ・ 332
 — 専門委員会 IV ・ 332
 — 地方委員 IV ・ 329, 333-334, 436
 — 統制規程 IV ・ 332, 336
 — と起債統制 IV ・ 313
 — と共同融資 IV ・ 300-301
 — と金融機関の整理・統合 IV ・ 424, 434
 — と金融統制 (団体) … IV ・ 230, 279, 283, 330,
 340, 383
 — と金利統制 IV ・ 316, 321 V ・ 153
 — と軍需融資指定金融機関 IV ・ 306
 — と国債消化 IV ・ 246, 250, 338
 — と政府の関係 IV ・ 333, 339
 — と内国為替集中決済制度 IV ・ 339
 — と日銀 IV ・ 328-329, 334, 354-355
 — の解散 V ・ 12, 153
 — の業務 IV ・ 332, 336-338
 — の発足 IV ・ 325, 327-328, 331
 — の役員 IV ・ 331-332
 全国商業会議所連合会
 II ・ 123, 135, 227 III ・ 44, 106
 全国地方銀行協会 IV ・ 314, 323-324

— 加盟銀行 IV ・ 260
 全国貯蓄銀行協会 IV ・ 323
 全国手形交換所 V ・ 423
 全国手形交換所联合会 IV ・ 323-324
 全国無尽中央会 IV ・ 323
 戦後最大の不況 VI ・ 174
 戦後通貨対策委員会 V ・ 27, 135
 — の最高発行額制限制度復活の答申 … V ・ 27,
 135
 — の財政緊急対策 V ・ 27
 — の「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」
 V ・ 27
 戦後通貨物価対策委員会 V ・ 27
 「戦後における日本銀行の信用政策」(日銀調査
 局) V ・ 29
 「戦後におけるわが国経済の発展過程とその問題
 点 (第一次試案)」(日銀調査局) V ・ 629
 戦後初めての本格的な金融引締め措置 V ・ 448
 戦債処理 (第1次大戦) IV ・ 142
 戦災手形 IV ・ 353
 戦時インフレーション IV ・ 225, 265
 戦時為替管理体制 IV ・ 381-382
 戦時為替調査委員会 II ・ 419-420
 戦時金融金庫 … IV ・ 285-286, 304, 306, 308, 330, 347,
 350, 360
 — 特殊借入金 IV ・ 304
 戦時金融金庫法 (昭和17年法律第32号) … IV ・ 286
 V ・ 75
 戦時金融債券 IV ・ 287, 347
 戦時金融統制 … IV ・ 281, 285, 327, 334, 339-340, 347-
 348 V ・ 571
 戦時経済統制 IV ・ 230, 281, 285, 339, 355, 363, 423
 戦時経済の矛盾 IV ・ 201
 戦時債券 IV ・ 249-250, 318
 戦時資金統制措置の廃止 V ・ 267
 戦時特殊損害保険法 (昭和19年法律第18号)
 IV ・ 305 V ・ 75
 戦時納税貯蓄制度 IV ・ 342
 戦時非常対策 IV ・ 340, 353, 356
 戦時貿易振興対策 IV ・ 366
 戦時貿易統制 IV ・ 363
 戦時補償 V ・ 62-63, 75
 — 打切りに伴う応急措置 V ・ 65-66
 — 打切りによる損失 (特別損失) … V ・ 65-66,
 70
 — の打切り V ・ 62, 64-65, 67, 70-74
 戦時補償債務 V ・ 4, 62-63
 — 打切り関連法案 V ・ 70, 72
 — 打切りに伴う諸対策の政府方針決定 … V ・ 67

戦時補償特別税……………V・70
 戦時補償特別措置法（昭和21年法律第38号）
 ……………V・70, 354
 戦時補償の全面打ち切り（支払額に対する100%課
 税）……………V・62-64
 戦時補償問題……………V・58, 61, 63-65
 戦時利得税（成金税、大正7年）……………II・437
 戦時利得税（太平洋戦争後）……………V・18, 27, 31, 35
 先進国首脳会議（サミット）…VI・459, 491, 499, 502,
 567
 戦争保険関係補償国債……………V・109, 354, 357
 戦争保険金……………IV・305
 選択的信用規制……………V・643
 選択的信用統制手段……………V・455
 全但銀行……………IV・437-439
 船鉄交換協定……………II・410
 セントラル・パンキング…I・37 IV・55, 178, 256,
 334 V・108, 295, 310, 555, 558
 専売局据置運転資本補充……………IV・51
 船舶公団……………V・126, 353
 全面フロートへの移行……………VI・302
 泉陽銀行……………III・178
 占領政策……………V・5-6, 12, 61, 100, 127
 占領地救済資金 → ガリオア資金
 占領地復興資金 → エロア資金
 戦力増強企業整備要綱……………IV・303

〔ソ〕

桑園用および煙草用肥料購入資金関係手形…V・591
 増加額基準の準備率設定……………VI・391, 406
 造艦資金特別融通……………III・482
 総合経済対策……………VI・462, 536, 549
 総合経済6ヶ年計画……………V・558
 総合口座……………VI・477
 総合施策大綱案要旨（経済安定本部）……………V・219
 総合施策大綱案要旨（経済安定本部）……………V・219
 総合収支均衡の原則（予算）……………V・376
 総合政策研究会……………VI・88, 96
 ——の金融および資本市場対策への提言
 ……………VI・88, 96
 ——の新段階における景気および円問題対策
 ……………VI・379
 総合予算
 ——の均衡……………V・380, 392, 424
 ——の真の均衡……………V・214, 237, 239, 324
 倉庫業法（昭和10年法律第41号）……………IV・125
 相互銀行……………V・166, 172, 374, 424, 435
 相互銀行・信用金庫の業容の発展（昭和30年代後
 半）……………VI・16

相互銀行法（昭和26年法律第199号）
 ……………V・166, 172, 435
 倉庫証券……………IV・62 V・372-373
 ——譲渡証書……………V・373
 ——付手形……………V・372
 ——明細表……………V・373
 増産金買上価格割増制度……………IV・386
 増資等調整懇談会……………V・365
 増資の繰り延べ（昭和36年、増資等調整懇談会）
 ……………VI・126
 蔵相内訓（明治36年、対日銀）…II・155-156, 159,
 177-178 III・44
 相対的安定期（世界経済）……………III・485
 左右田銀行……………III・8, 171, 240
 造幣局……………I・7 II・5, 177, 458
 造幣寮……………I・43
 速報命令（主要外国為替銀行の為替取引）……………IV・68
 ソーシャル・ダンピング……………IV・52, 100, 114
 租税収入確保に関する措置（昭和22年）……………V・197
 租税の貯蓄納付制度……………IV・342
 蘇原銀行……………III・481
 ソ連のアフガニスタンへの軍事介入……………VI・508
 損益分岐点稼働率の上昇……………VI・167, 175
 損害保険会社……………V・116-117
 損害保険統制会……………IV・334

〔タ〕

第一銀行…II・48, 163, 235, 330, 487, 540 III・53, 95
 国際決済銀行株式引受団メンバー……………III・359
 全国金融協議会の普通銀行団メンバー…IV・324
 ——からの日銀の手形買入れ……………IV・273
 ——と外国為替基金……………IV・378
 ——と金解禁支持声明……………III・409
 ——に対する日銀考査……………III・292
 ——のコール協定締結……………III・221
 ——の他銀行救済・支援……………III・31
 日銀との当座貸越契約……………II・14
 日銀による朝鮮産金購入資金の預入……………II・27
 三井銀行と合併・帝国銀行……………IV・307, 424, 442
 第一国立銀行…I・24, 68, 70, 289, 302, 452, 524 II・
 11
 ——との国庫金取扱事務代理約定締結…I・263,
 266
 ——の金沢現金支払所の事務取扱い……………I・269
 ——の起業公債に関する事務取扱い…I・274,
 277
 ——の業務の開始……………I・21
 ——の対朝鮮政府貸付……………I・468-469
 ——の日銀大阪支店との取引……………I・347

—の日銀との当座預金取引開始	Ⅰ	335	
田口卯吉の中央銀行論と	Ⅰ	48, 52, 54, 211	
第1次交通銀行借款	Ⅱ	372	
第1次高率	V	450-451, 453, 496, 559-561	
第1次ストライク調査団 → 対日賠償特別委員会			
第1次ストライク報告 → 対日賠償特別委員会			
第1次世界大戦	Ⅱ	341, 357, 411, 453, 506, 556 Ⅲ	
— 28, 126-127, 187, 294, 373, 485-486, 489 Ⅳ	Ⅳ	93	
— 休戦条約・講和条約の成立	Ⅱ	445, 447, 461, 470-471, 530	
— 中の国際収支の大幅黒字	Ⅱ	340, 436, 453, 547	
— の終結	Ⅱ	437, 500, 505	
— 勃発の影響	Ⅱ	319, 325, 327, 332, 334, 429	
第1次大戦 → 第1次世界大戦			
第1次動揺（金融恐慌時）			
— 時における日銀の態度	Ⅲ	196	
— 時の株価	Ⅲ	223, 376	
— 時の為替相場	Ⅲ	228	
— 時の休業銀行	Ⅲ	173	
— 時の台湾銀行	Ⅲ	190	
— 時の日銀貸出	Ⅲ	175, 198, 200, 207	
— 前の休業銀行	Ⅲ	186	
— と震災手形関係 2 法案	Ⅲ	192	
— の背景	Ⅲ	190, 193	
— の発端	Ⅲ	170	
第一生命保険会社	V	358	
対円ブロック貿易	Ⅳ	368	
対外債務残高規制	Ⅵ	323-324, 330, 332, 341	
第九十五国立銀行	Ⅰ	351	
対旧ロシア政府債権	Ⅲ	516-517	
大銀行の分割	V	272, 282-283	
第九国立銀行	Ⅰ	346	
タイ国銀行 (The Bank of Thailand)			
—	Ⅳ	395, 415	
タイ国銀行団	Ⅳ	395	
泰回国庫特別円勘定	Ⅳ	414	
タイ国政府に対する円借款	Ⅳ	414	
タイ国立銀行局 (The Thai National Banking Bureau)	Ⅳ	395, 400, 413, 416	
第五国立銀行	Ⅰ	21-22, 57, 263, 266, 347	
第五十九銀行	Ⅲ	481 Ⅳ	440-441
第五十八銀行	Ⅱ	131	
第五十八国立銀行	Ⅰ	265-266, 347, 522	
第三銀行	Ⅱ	230, 487 Ⅳ	6, 266, 276
第三国からの輸入	Ⅳ	224, 366	
第三国貿易	Ⅳ	224, 365-367, 379, 394	
第三国向け輸出	Ⅳ	224, 364-366	
第三国立銀行	Ⅰ	328, 335-346, 351, 449, 488, 524	

第3次円対策	Ⅵ	354	
第3次ジョーンズ・レポート	Ⅵ	558	
第三国立銀行	Ⅰ	335	
第三十五国立銀行	Ⅰ	269	
第三十三国立銀行	Ⅰ	340-341	
第三十四国立銀行	Ⅰ	263, 347, 524	
第三十二国立銀行	Ⅰ	263, 347	
第三十八国立銀行	Ⅰ	346	
第三別口割引手形 → 台湾融資法特別融通			
第四国立銀行	Ⅰ	22, 226, 265	
第四十九国立銀行	Ⅰ	221	
第四十二国立銀行	Ⅰ	347, 522, 524	
第四十六国立銀行	Ⅰ	452	
第七十九銀行	Ⅱ	130	
第七十九国立銀行	Ⅰ	299, 522	
第七十四銀行	Ⅱ	130	
第七十七国立銀行	Ⅰ	335	
貸借取引融資枠の増額	Ⅵ	126	
第十九銀行	Ⅲ	481 Ⅳ	61-62
第十九国立銀行	Ⅰ	335	
第十国立銀行	Ⅰ	335, 351	
第十五国立銀行 → 十五銀行			
第十三国立銀行	Ⅰ	335, 347, 524	
第十七国立銀行	Ⅰ	266, 346	
第十二国立銀行	Ⅰ	266	
第十八国立銀行	Ⅰ	265-266, 269, 275	
大正9年の大反動	Ⅱ	494, 546 Ⅲ	11, 29, 43, 109, 187, 189, 224, 278
株価暴落と	Ⅱ	561 Ⅲ	4
関東大震災時との比較	Ⅲ	63, 85-86	
— 時の特別融通	Ⅲ	22	
— と財界動揺	Ⅲ	18, 32, 40, 95	
— による台湾・朝鮮銀行の資金繰り悪化			
—	Ⅲ	27	
— の原因	Ⅱ	495, 503	
大正11年銀行動揺時との比較	Ⅲ	34	
大正生命保険会社	Ⅲ	81	
大信銀行	Ⅲ	48	
対政府貸付	Ⅱ	57, 126, 237 Ⅳ	48, 51
預け合に伴う	Ⅰ	528 Ⅱ	92-93
— 一時的資金不足補填のための	Ⅱ	139-141, 147, 149	
政府紙幣消却のための → 政府紙幣消却のための対政府貸付			
— に関する日銀上申	Ⅱ	142-144	
— による銀行券の増発	V	77, 112	
— による財政の赤字補てん	V	18	
— の規制	V	137, 140-141, 148, 303	
— の担保徴求問題について	Ⅳ	448, 450	

- 日露戦費調達のための——…Ⅱ・162-164, 168, 172, 179-181, 191-193
- 日清戦費調達のための——…Ⅰ・465-466, 474, 485, 509, 512-514 Ⅱ・172
- 対中国借款 ……Ⅱ・367, 372-373, 430, 454, 514
- 対中国新国際借款団 ……Ⅲ・141
- 対朝鮮政府貸付 ……Ⅰ・469
- 大東亜共栄圏 ……Ⅳ・228, 367, 384, 387
- 大東亜金融圏 ……Ⅳ・347, 492
- 大東亜建設審議会 ……Ⅳ・493
- 大東亜戦争国庫債券 ……Ⅳ・315
- 大東亜戦争ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行
ニ関スル件(昭和18年法律第8号) ……Ⅳ・241
- 大東亜総合決済制度 ……Ⅳ・412
- 大東銀行 ……Ⅲ・227
- 大同銀行 ……Ⅳ・63
- タイ特別円 ……Ⅳ・401, 413-416
- 第二外為会計構想 ……Ⅵ・379, 393
- 第二銀行 ……Ⅱ・130 Ⅲ・111
- 第二国立銀行 ……Ⅰ・22, 24, 67, 221, 266, 289, 335, 379
- 第2次円対策 ……Ⅵ・354
- 第2次欧州大戦勃発
——以後の物価動向 ……Ⅳ・225, 297
——以後の満洲国の対日依存 ……Ⅳ・405
——と為替管理 ……Ⅳ・365, 371, 381
——と起債市場 ……Ⅳ・312
——と銀行等資金運用令 ……Ⅳ・298
——と金融情勢の変化 ……Ⅳ・278
——と国際決済銀行 ……Ⅳ・418-420
——と国家総動員法 ……Ⅳ・219
- 第2次革命(中国) ……Ⅱ・284
- 第2次交通銀行借款 ……Ⅱ・372
- 第2次高率
——適用貸出 ……Ⅴ・450-451, 457, 533, 554-555
——と市中貸出金利との関係 ……Ⅴ・452
——と紡績手形 ……Ⅴ・534
——の利率 ……Ⅴ・451, 453, 461, 496, 559, 561
- 第2次ストライク調査団 → 対日賠償特別委員会
- 第2次石油危機
——後の世界経済の動向 ……Ⅵ・553
——の発生 ……Ⅵ・495-496
- 第2次動揺(金融恐慌時) ……Ⅲ・174, 186, 196, 198-200, 226-228, 376
- 第二十国立銀行 ……Ⅰ・335, 488
- 第二十四国立銀行 ……Ⅰ・303
- 第二十七国立銀行 ……Ⅰ・335
- 第二十二国立銀行 ……Ⅰ・346, 382
- 第二十六国立銀行 ……Ⅰ・303
- 対日(経済)援助(アメリカ) ……Ⅴ・177, 222, 226, 242
- による円貨収入 ……Ⅴ・224
- による輸入の増加 ……Ⅴ・200, 375
- の強化 ……Ⅴ・177-178, 183
- 見返資金の設置 ……Ⅴ・243, 345
- 通貨の安定と—— ……Ⅴ・207
- 日本経済の復興・自立・安定と—— ……Ⅴ・87, 120, 132, 176, 185, 215, 235, 237, 425
- 対日講和条約 ……Ⅴ・130, 402, 424
- 対日占領政策 ……Ⅴ・5-6, 14, 119, 174, 176, 267
——の転換 ……Ⅴ・88, 179-180, 183, 201, 282
——の転換に伴う総合的政策 ……Ⅴ・213
- ドレーパー報告と——の転換 ……Ⅴ・176
- 非軍事化・民主化から経済の復興・自立化へ
……Ⅴ・87, 173-174, 179, 296
- ロイヤル陸軍長官の演説と——の転換 ……Ⅴ・173-174
- 対日賠償政策 ……Ⅴ・86-88, 177
- 対日賠償特別委員会(Special Committee on Japanese Reparations)
第1次ストライク調査団 ……Ⅴ・87, 120, 174
第2次ストライク調査団 ……Ⅴ・174-177, 183
- 対日平和条約 ……Ⅴ・177, 413
- 対日貿易政策16原則 ……Ⅴ・121
- 対日理事会(Allied Council for Japan) ……Ⅴ・64, 76
- 大日本証券投資 ……Ⅳ・196
- 大日本人造肥料 ……Ⅲ・472
- 大日本帝国憲法(明治22年) ……Ⅰ・142, 271
- 第二別口特別融通 → 補償法特別融通
- 大日本蚕糸会 ……Ⅱ・329-330
- 大日本綿糸紡績同業連合会 ……Ⅱ・124
- 第八十九国立銀行 ……Ⅰ・347
- 第八十二国立銀行 ……Ⅰ・266, 347
- 第百銀行 ……Ⅱ・163, 235, 330, 487 Ⅲ・53, 69, 217 Ⅳ・273, 324, 424
- 第百五十国立銀行 ……Ⅰ・452
- 第百五十三国立銀行 ……Ⅰ・29, 222
- 第百五十二国立銀行 ……Ⅰ・347
- 第百三十国立銀行 ……Ⅰ・222, 263, 347, 524
- 第百三十四国立銀行 ……Ⅰ・266
- 第百四十七銀行 ……Ⅳ・60
- 第百四十八国立銀行 ……Ⅰ・347, 524
- 第百一国立銀行 ……Ⅰ・221
- 第百国立銀行 ……Ⅰ・266
- 第百十三国立銀行 ……Ⅰ・488
- 第百十四国立銀行 ……Ⅰ・263
- 第百二十一国立銀行 ……Ⅰ・347
- 第百二十六国立銀行 ……Ⅰ・303
- 第百八国立銀行 ……Ⅰ・303

太平洋戦争開戦

- とインフレーション ……Ⅳ・229
- と為替相場 ……Ⅳ・374
- と金決済 ……Ⅳ・394
- と銀行合同 ……Ⅳ・434
- と経済統制 ……Ⅳ・230, 283
- と財政資金 ……Ⅳ・279
- と日銀制度改革 ……Ⅳ・476
- と非常金融対策 ……Ⅳ・299, 352
- と貿易 ……Ⅳ・367
- の反応 ……Ⅳ・226-227

太平洋戦争中の預貸金金利の調整 ……Ⅴ・153

太平洋戦争の終結 ……Ⅴ・3-4, 23, 425

—に伴う銀行券の製造 ……Ⅴ・8

対満投資 ……Ⅳ・109, 116

泰緬間鉄道建設費 ……Ⅳ・416

大門銀行 ……Ⅲ・36

第六国立銀行 ……Ⅰ・452

第六十一国立銀行 ……Ⅰ・346

第六十五銀行 ……Ⅲ・175, 227

第六十六国立銀行 ……Ⅰ・266

対露債権問題 ……Ⅲ・129

台湾銀行…Ⅱ・330, 358, 565 Ⅲ・18-19, 48, 53 Ⅴ・

12

インド向け輸出為替の買取り ……Ⅱ・377-378

金吸収のための—向け日銀貸付 ……Ⅱ・333

銀行引受手形と— ……Ⅱ・487, 500-501 Ⅲ・88

スタンプ手形取引契約の締結 ……Ⅱ・527

全国金融統制会会員 ……Ⅳ・330

第1次整理 ……Ⅲ・40-42

对中国借款と— ……Ⅱ・372-373

—経営破綻の原因 ……Ⅲ・204-205

—券 ……Ⅳ・461

—と外国為替基金 ……Ⅳ・378

—と金解禁支持声明 ……Ⅲ・409

—と震災手形関係2法案 ……Ⅲ・174, 189-191

—と震災手形処理委員会 ……Ⅲ・240

—と鈴木商店…Ⅲ・174, 187-191, 197, 202, 226-

227

—と帝人事件…Ⅳ・19

—と日本の対外信用 ……Ⅲ・228, 246

—と非常金融対策 ……Ⅳ・353

—に対する為替資金の供給…Ⅱ・333, 361, 366,

426 Ⅲ・83

—に対する震災手形割引 ……Ⅲ・94-96, 102

—に対する政府貸付 ……Ⅲ・238

—に対する特別融通 ……Ⅲ・40-43, 65, 69

—に対する日銀貸出…Ⅲ・190, 197-198, 200,

202, 253-255

—に対する融資命令 ……Ⅳ・353

—の休業…Ⅲ・177-178, 193, 197-199, 227-229,

253, 376

—の救済…Ⅲ・175-176, 178, 192, 196, 198, 204,

253

—の銀行券発行 ……Ⅲ・306, 309-310, 314 Ⅳ・

199, 456, 464

—の金準備 ……Ⅳ・213-215

—の国債売出し(外地) ……Ⅳ・248, 250

—のコール取入れ…Ⅲ・27

—の産金業者扱い…Ⅳ・74

—の整理・再建 ……Ⅲ・112, 187, 255-257, 310

—の設立・開業 ……Ⅰ・497 Ⅱ・10, 309 Ⅲ・

186

—問題…Ⅲ・174-175, 178, 186, 193, 196, 202-

204, 230

特殊銀行団メンバー ……Ⅳ・324

日銀手形割引取引先 ……Ⅳ・257

台湾銀行調査会 ……Ⅲ・174-175, 191, 252-253, 255

—の「台湾銀行ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル方

策」 ……Ⅲ・255

台湾銀行法(明治30年法律第38号)

…Ⅱ・10 Ⅲ・186

台湾金銭運送費 ……Ⅱ・300

台湾国庫金取扱費 ……Ⅱ・300

台湾商工銀行 ……Ⅲ・254

台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律

(昭和2年法律第56号)

…Ⅲ・181, 212, 245-248, 252-257

台湾融資法特別融通 ……Ⅲ・253-258, 260, 262

Downing街首脳会議宣言 ……Ⅵ・459

多角的通貨調整 ……Ⅵ・302, 336

高田商会 ……Ⅱ・487 Ⅲ・95, 111

高田農商銀行…Ⅲ・78

高橋財政…Ⅳ・18, 51-53, 112, 167-168

宝くじ ……Ⅴ・281

兌換 ……Ⅰ・282, 284, 286, 289 Ⅱ・118, 176, 414-415,

548

兌換銀行券 ……Ⅰ・280, 308, 328, 403, 409, 451, 519 Ⅱ

・494 Ⅲ・25

1円銀貨との引換え ……Ⅱ・5

為替資金の供給と—の増発…Ⅱ・321, 359, 419,

425, 440

救済融資と—の増発…Ⅲ・21

銀行引受貿易手形と—の増発 ……Ⅱ・494

金流入による—の増発 ……Ⅱ・516

小額政府紙幣の引換準備としての— ……Ⅱ・462

正貨買入れによる—の増発 ……Ⅱ・351

第1次大戦中の—増発要因 ……Ⅱ・356, 513

- の銀貨兌換 …… I・285-286
- の種類 …… I・283, 285, 290
- の書式・凶形 …… I・285
- の伸縮力 …… II・78
- の制限外発行税 → 制限外発行税
- の製造 …… I・287-288, 290 III・73
- の増発 …… II・355, 366, 453, 514, 548 III・56
- の増発と日銀の増資 …… I・371
- の増発と物価騰貴… II・262, 323, 368, 422, 432
- の対朝鮮政府貸付 …… I・469
- の発行開始 …… I・289, 304, 307, 352
- の発行極度額 …… I・287, 290
- の発行券種 …… I・290
- の発行準備 …… I・291
- の発行手続 …… I・287
- の発行に関する松尾総裁の考え方… II・227-228
- 発行旨趣の説明 …… I・281-282
- 発行高の調節… II・17, 25, 37
- 特別融通と—の信用維持… III・11
- 200円—の製造 …… III・73
- 兌換銀行券条例（明治17年）… I・255, 290 III・525-526, 535 IV・214, 461, 467-468 V・145
- 案の元老院審議 …… I・283-285
- 草按 …… I・281-285
- による対政府貸付 …… I・321-322, 324, 513 II・300
- の公布 …… I・285, 342, 383
- の骨子 …… I・285-286
- の兌換準備規定 …… I・310-311
- 発布ノ議（松方正義） …… I・280-282
- 200円券の製造と— …… III・73
- 保証準備充当物件制限の趣旨 …… II・228
- 明治18年の—改正（太政官布告第9号）… I・289
- 明治21年の—改正… I・305, 308-318, 320-322, 394, 412
- 明治23年の—改正 …… I・321, 323, 450, 513 II・72 III・305
- 明治30年の—改正（法律第18号） …… II・4
- 明治32年の—改正（法律第55号）… II・27, 76, 79-83, 98, 114
- 昭和7年の—改正（法律第9号）… III・299 IV・85, 131-132
- 兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律（昭和16年法律第14号）… IV・463, 465, 467-468, 475
- 兌換銀行券整理法（昭和2年法律第46号）… III・339
- 兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ関スル法律（昭和13年法律第64号）… IV・459
- 兌換銀行券発行税法案（大蔵省）… II・80
- 兌換券発行方法ノ改正問題（比例準備制採用ノ可否）… III・337
- 兌換制度の維持
 - 金本位制採用と—… II・7, 14, 19, 23, 157, 453
 - 清国賠償金と— …… I・504, 511
 - 大正初期の—問題 …… II・293
 - と対政府貸付の制限 …… II・143
 - 日清戦時・戦後の—問題… I・475-476, 481, 486
 - 日露戦時・戦後の—問題… II・162, 174, 194, 221, 252
 - 明治32年12月の公定歩合引上げと— …… II・118
 - 明治23年恐慌と— …… I・450
 - 横浜正金に対する低利融資と—… I・386, 404, 408
- 兌換制度の確立
 - 国立銀行条例改正に伴う—方針の後退… I・27-28
 - 国立銀行制度の創設による—… I・20-22, 25
 - による安定した通貨制度の樹立… I・61, 71, 185, 237
 - 中央銀行の設立による— …… I・43-44, 47, 101, 107
 - 日銀の設立による— …… I・123, 149, 185
 - 不換紙幣の消却による— …… I・91, 93, 101, 107
 - 横浜正金の設立による—… I・74
 - 兌換（制度）の停止… II・174, 283, 317, 332, 344, 417, 510
 - 扶善会 …… I・75-76
 - 竹原銀行 …… I・346
 - 太政官札（金札）… I・18, 21
 - の為替会社への貸付… I・13
 - の新紙幣との引換え …… I・11, 32
 - の製造中止 …… I・7
 - の発行 …… I・6
 - 立川飛行機 …… IV・300
 - ダーティ・フロート批判 …… VI・459
 - 立替決済見合金（内国為替集中決済制度）… V・411, 413
 - 田中（義一）内閣… III・151, 155, 178, 193, 245, 372, 380, 385-386
 - 田中銀行 …… I・266
 - ダナート銀行（Darmstädter und Nationalbank, 通称 Danat Bank）… III・490
 - 田辺銀行 …… III・480 IV・63
 - 谷口意見書 …… V・638, 648-649, 651-652
 - 玉造銀行 …… I・522

単一為替設定対策（日銀）	……V・226-229, 254
単一為替設定対策審議会	……V・250-252
単一為替相場の水準	……V・247, 325
1ドル・360円と決定	……V・257
国際金融問題国家諮問委員会の——に関する 勧告（1ドル・360円）	……V・255
単一為替設定対策審議会の——に関する意見 （1ドル・350円）	……V・251, 254
ドッジ財政顧問の——に関する方針（1ドル ・330円）	……V・254
日銀の——に関する意見（1ドル・350円ぐ らい）	……V・252
ヤング特別使節団勧告の——	……V・203-204, 247, 249, 254
連合国最高司令部経済科学局内の——案（1 ドル・330円）	……V・248-249, 252
連合国最高司令部の——に関する提案（1ド ル・330円）	……V・254-255
単一為替相場の設定	……V・202, 209, 222-226, 230, 252- 255
経済の安定と——	……V・247
国際金融問題国家諮問委員会の採択	……V・205
国際収支の均衡達成と——	……V・235
——を目標とする経済安定九原則	……V・214-215, 219
——権限	……V・203
——と維持	……V・220
——と援助見返り円資金の利用	……V・253
——に伴う外国為替関係事務の増加	……V・438
——に伴う価格の変動	……V・343, 345, 374
——に伴う輸出入補給金機構の廃止	……V・244
——による影響	……V・222, 249-250
——の反響	……V・258-259
短期金融市場の整備	……VI・543
短期市場金利の誘導手段	……VI・227, 549, 564
短期証券 → 政府短期証券	
短資会社	……V・290
短資業者	……V・97-98, 126, 412
——に対する貸出取扱手続	……V・536
——の取り扱う手形	……V・126
短資業統制組合	……IV・330
短資取引担保登録国債代用証書	……V・536
短資取引担保登録社債等代用証書	……V・536
担保品付手形	……II・178
——の割引	……I・350, 439-440, 444-446, 450, 464, 473 II・36-37, 178
——の割引歩合	……I・434, 436, 455
——割引制度	……I・455 II・52 III・23
——割引制度創設の素地	……I・341, 351

——割引制度の意義	……I・437
——割引制度の創設	……I・432-433, 440, 443
——割引制度の廃止	……I・434, 439 II・16, 18, 20, 25-26
単名手形	……V・386
[チ]	
治安維持令	……III・50
チェース・ナショナル銀行	……V・135
地租改正	……I・24, 56
秩禄公債	……I・29, 31, 241, 276
地方異種金融機関ノ金利協定ニ関スル件（大蔵省 銀行局長・農林省経済更生部長共同通ちよ う）	……IV・314
地方行政協議会	……IV・333
地方行政協議会令	……IV・333
地方銀行	……I・268, 331 II・341, 525 III・55-56, 79 V・43, 100, 125, 221
起債懇談会の構成員としての——	……V・170
小口貸出の比率	……V・166
指定預金の預入	……V・347
——からの国債買入れ	……V・360
——等に対する手形売却	……V・99, 509
地方銀行協会	……V・307, 601
地方銀行統制会	……IV・330
地方金融協議会	……IV・283, 316, 329-330, 334, 336
地方金融協議会顧問	……IV・334
地方債	……II・338, 355 III・60, 66-67, 75-76 V・ 107, 156, 327, 349
地方財政調整交付金	……IV・181
地方財務協議会	……IV・304, 320
地方自治法（昭和22年法律第67号）	……V・145
地方通貨安定推進委員会	……V・86
地方的合同（銀行）	……III・267-269, 280 IV・423
チャータード銀行	……II・107, 110
中央金庫	……I・269, 271 II・346
中央金庫派出所	……II・341
中央銀行	……V・71, 195, 288, 320, 326, 410, 419
——である日本銀行	……V・308
——と為替平衡操作	……V・431
——に対する短期信用供与	……IV・140
——の外貨保有	……V・429
——の機能	……IV・447, 486
——の金融調節力	……IV・454
——の自主性	……I・411
——の使命	……V・108 VI・590
——の社会化	……V・269
——の信用供与による財政赤字の補てん	……V・383

- の存在意義 ……Ⅳ・255
- の中立性・独立性 …Ⅰ・247 Ⅱ・155-156, 207 V・27, 136, 268-269, 317
- の中立性・独立性をめぐる論議…Ⅴ・625, 628-629, 631-632, 653-656
- の中立性・独立性と池田総裁 ……Ⅳ・446
- の中立性・独立性と日本銀行法 ……Ⅳ・489
- の中立性・独立性と日銀役員の兼職 ……Ⅲ・320
- の中立性・独立性に関する日本銀行条例の考え方 ……Ⅲ・306
- の中立性・独立性についての主張…Ⅲ・127, 130, 303, 307, 343 Ⅳ・131 Ⅴ・642, 654-655
- の納付金 ……Ⅲ・341
- の発券機能 ……Ⅴ・140
- の目的 ……Ⅴ・625-626, 628
- 通貨価値の安定維持を任務とする— …Ⅴ・389
- 通貨調節力の確保…Ⅴ・54
- 中央銀行制度
- 改革提案の目的 ……Ⅴ・296
- 改革の連合最高司令部の最終的方針 ……Ⅴ・307
- 改革プランと経済安定化計画との関連 ……Ⅴ・308
- に関する金融制度調査会の審議…Ⅴ・430, 547, 672
- の改革（論議）…Ⅴ・268, 271, 299, 311, 640, 652
- の改正に対する大蔵省の態度 …Ⅴ・268-269
- の基本問題に関する覚書（案）（金融制度調査会常時企画委員会） ……Ⅴ・629
- の大規模改革に代わる提案 ……Ⅴ・298
- の民主化 ……Ⅴ・269
- 日銀の権限拡大による—の改革 ……Ⅴ・301
- 中央銀行の設立 ……Ⅰ・44-45, 139
- 大隈重信の—建議…Ⅰ・86, 101
- 銀行券発行権の集中と— ……Ⅰ・43
- 後発近代国家における— ……Ⅰ・168-169
- 田口卯吉の—論…Ⅰ・50, 209-216
- と近代的な通貨・銀行制度の確立 ……Ⅰ・5
- の必要性…Ⅰ・103, 121, 123-124, 126-127, 131, 134
- 通貨安定と— ……Ⅰ・30
- 日本銀行設立の具体化 ……Ⅰ・107, 117
- 松方正義の—構想 ……Ⅰ・97-98, 101, 103, 208
- 中央銀行法（Bankgesetz, ドイツ） ……Ⅲ・132
- 中央準備銀行（Central Reserve Bank） ……Ⅴ・284, 287
- 中央儲備銀行（法） ……Ⅳ・400, 410-413, 493
- 中央発券銀行…Ⅰ・35, 289
- 中央物価委員会 ……Ⅳ・218
- 中央物価統制協力会議 ……Ⅳ・232
- 中華匯業銀行 ……Ⅱ・373
- 中間安定
- 挙安定か—か ……Ⅴ・115
- 計画 ……Ⅴ・206-207, 210-212
- 論 ……Ⅴ・203, 205, 210
- 中間景気
- 大正10年の— ……Ⅲ・24, 26-29, 108
- 明治43~45年の— ……Ⅱ・250-251
- 中間的経済安定計画（試案）（経済安定本部・大蔵省） ……Ⅴ・206-207, 210
- 中間的経済安定計画の素描（経済安定本部・大蔵省） ……Ⅴ・206-207
- 中間賠償計画 ……Ⅴ・86-87
- 中期経済計画（昭和39~43年度） ……Ⅵ・180
- 中期国債ファンド ……Ⅵ・529, 586
- 中京地方の銀行動揺…Ⅲ・481 Ⅳ・57-59
- 中期割引国債（5年もの）の新規発行 ……Ⅵ・528
- 中国銀行…Ⅲ・217 Ⅳ・215
- 中国商業銀行…Ⅲ・38
- 中国の日貨排撃運動…Ⅳ・96, 100
- 中国聯合準備銀行 ……Ⅳ・409-412, 421, 493
- 中産以下ノ過剰購買力ノ吸収ヲ徹底スルコトヲ目標トスル新種免税預金案（全国金融統制会） ……Ⅳ・339
- 中小企業金融関係別枠融資制度…Ⅴ・186-188, 190, 197-198, 326, 341
- の融資限度額の引上げ…Ⅴ・187-188, 341-342
- の融資対象範囲の拡大 ……Ⅴ・342
- 中小企業金融公庫 ……Ⅴ・436
- 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号） ……Ⅴ・396
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） ……Ⅴ・165, 435
- 中小企業等協同組合法施行法（昭和24年法律第182号） ……Ⅴ・165
- 中小企業振出手形担保貸付制度 ……Ⅴ・186-187
- 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号） ……Ⅴ・369
- 駐屯諸費取扱銀行（日銀指定） ……Ⅴ・21
- 長期国債
- の上場 ……Ⅵ・194
- の増発…Ⅴ・20
- の発行…Ⅴ・20
- の発行方針決定に至る経過 ……Ⅵ・178-179

日銀引受けによる——の発行…………… V・19

長期国債の買戻し条件付売却 → 買戻し条件付国債売却

長期信用銀行（制度）…………… V・166, 396, 434

長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）…………… V・166, 434

調整インフレ論…………… VI・306, 385, 400-401, 417

調整率（高率適用制度）…………… V・451-452

——適用基準額…………… V・29

——適用先…………… IV・266-267

——適用手続…………… V・28-29

——適用標準定メ方…………… IV・265

朝鮮銀行…………… II・326, 565 III・18 V・12

金吸収のための日銀貸付…………… II・333

銀行引受手形と—— …… II・487, 500-501 III・88

対中国借款と—— …… II・372-373

——を経由する金の流入…………… IV・71

——と金解禁支持声明…………… III・409

——と非常金融対策…………… IV・353

——における中国聯合準備銀行円資金 …… IV・493

——に対する為替資金の供給…………… III・83

——に対する震災手形割引…………… III・94-96, 102

——に対する特別融通…………… III・43, 65, 69

——に対する融資命令…………… IV・353

——の銀行券発行 …… III・306, 309, 314 IV・456, 464

——の金準備…………… IV・213-215

——の国債売出し（外地）…………… IV・248, 250

——のコール取入れ…………… III・27

——の産金業者扱い…………… IV・74

——の整理…………… III・42, 112, 310

——の保有金…………… IV・198

特殊銀行団メンバー…………… IV・324

日銀手形割引取引先…………… IV・257

朝鮮銀行法及台湾銀行法ノ臨時特例ニ関スル法律（昭和16年法律第15号）…………… IV・464

朝鮮事業公債…………… IV・21

朝鮮事業国庫債券…………… II・284

朝鮮事業費…………… IV・26

朝鮮事業費国庫債券…………… II・371

「朝鮮事変終結の場合の我国経済に及ぼす影響」（日銀調査局）…………… V・404-405

朝鮮殖産銀行…………… IV・257, 324 V・12

朝鮮戦争

休戦会談…………… V・404, 407, 409

——下の外国為替貸付の急増…………… V・429

——終結に伴う特需の大幅減少…………… V・404

——に伴う輸出・特需収入…………… V・260, 389

——の休止…………… V・403

——の勃発…………… V・380, 386-387, 423, 447

——発生以降のインフレーション…………… V・383-384, 391

——発生後の金融引締め方針…………… V・390, 392

——発生後の戦略物資買付け…………… V・403

——発生後の物価の上昇…………… V・382, 405, 407

——発生に伴う備蓄輸入…………… V・388

——ブーム…………… V・148, 390, 425, 573, 581

——ブームの後退…………… V・402-403, 405

——ブームの反動…………… V・419, 425, 443, 578

徴発証券…………… I・475

千代田生命保険会社…………… V・358

貯蓄銀行…………… I・98, 122, 140-141, 449 II・7, 14, 241

貯蓄銀行業務の兼営…………… IV・436

貯蓄銀行条例（明治23年法律第73号）…………… II・132

貯蓄銀行統制会…………… IV・330

貯蓄銀行法（大正10年法律第74号） …… III・280, 311 IV・255

貯蓄券…………… IV・318-319

貯蓄債券…………… IV・210, 249, 318

貯蓄証券…………… II・435

貯蓄推進（運動）…………… IV・281, 338 V・71, 85, 157

貯蓄増強（運動） …… V・72, 106, 169, 251, 425, 427, 576

貯蓄の奨励…………… II・446-447, 510, 514, 516

儲備券…………… IV・411-413

賃金三原則…………… V・213, 218-219, 224

〔ツ〕

通貨

十進法の——単位（十進一位の価名） …… I・7-9

——調節力の確保…………… V・54

——の基本的単位…………… I・9

——の切捨て…………… V・234

——の形状…………… I・7-8

——の信用維持…………… V・8

——の対外価値維持…………… V・11

ドッジ・ライン下の——の供給…………… V・325

通貨安定

——計画…………… V・202

——策…………… V・236, 375

——に関する決議（衆議院）…………… V・71

通貨安定対策委員会…………… V・85

通貨安定対策本部…………… V・84-86, 147

通貨安定貯蓄推進に関する声明（日銀総裁） …… V・85

「通貨安定と安定実現迄のプロセスに付て」（日銀調査局）…………… V・186, 197, 207-210, 217, 222

通貨安定方策トシテノ通貨最高委員会設置案（日銀）…………… V・137

通貨改革の議（大隈重信）…………… I・77-79, 101

- 通貨価値 …………… V・383-384
- 通貨価値の安定 …… I・32, 44 V・132, 389 VI・7
- 為替相場の下落と…………… IV・66
- 金輸出再禁止下における…………… IV・200
- 国債の日銀引受けと…………… IV・55
- 国民経済の健全な発展と…………… V・628-630, 644, 650
- 昭和10年当時の情勢と…………… IV・168
- 戦時下における…………… IV・255
- 兌換制度の確立による…………… I・19-20, 28, 107
- 中央銀行の設立と…………… I・46, 123
- 中央銀行の独立性と…………… V・628-630
- を指す金融政策…………… II・521 V・168, 430
- 達成のためのメカニズムの確立…………… II・483
- に関する国際経済会議の決議…………… III・130
- に望ましい発券制度…………… V・429
- による産業の発展…………… I・101, 352
- は生産回復の基礎条件…………… V・54
- は中央銀行の最大の使命…………… I・408 II・157, 451
- は貯蓄増強の基礎条件…………… V・425
- 日銀と…………… IV・486, 489 V・632, 644, 650, 657 -658
- 通貨価値の維持…………… V・27, 389
- は政府施策の中核(昭和28年の政府声明)…………… V・457
- 通貨供給ルート…………… II・398
- 通貨金融委員会(世界経済会議)…………… IV・145
- 通貨収縮方針についての弁明(大蔵省)…………… II・433-434
- 通貨審議会(第2次金融制度調査会案)…………… V・137, 140, 272
- 通貨審議会(日銀案)…………… V・136-137, 140, 151
- 通貨信用委員会…………… V・597, 600
- 大蔵省の——案…………… V・275-276
- 第2次金融制度調査会の——案…………… V・171, 273-274
- 構想…………… V・271, 287
- 日銀の——案…………… V・302-303, 310
- 通貨信用の調節…………… V・650
- 通貨政策…………… II・354
- 通貨政策の復活(Revival of Monetary Policy)…………… V・558
- 「通貨制度改革概要」(IMF20か国委員会)…………… VI・567
- 通貨制度研究会…………… IV・137
- 通貨措置…………… V・52, 210, 264
- を回避する中間安定計画…………… V・207
- を含む根本的対策…………… V・205
- を含む総合的な緊急対策…………… V・32, 36
- を含むドラスティックな対策の検討…………… V・114, 182
- とデノミネーション…………… V・115
- の大要(昭和21年2月)…………… V・39-40
- のマイナス面…………… V・49-50
- 通貨代用国庫債券…………… VI・244
- 通貨調節力…………… II・192 III・43, 120
- 「通貨調節論」(深井英五)…………… III・296, 300
- 通貨統一工作(華中・華南地区)…………… IV・411
- 通貨のオペラビリティ…………… V・610
- 通貨の安定…………… V・222, 243, 338, 380, 399
- 健全財政金融の推進による…………… V・229
- のための対政府信用供与の規制…………… V・137
- のための方策…………… V・67, 72
- ディス・インフレーション政策と…………… V・374
- ドッジ・ラインと…………… V・169, 324-325
- 日銀の中間安定計画試案と…………… V・207-209
- 輸出の振興と…………… V・324
- 通貨の交換性回復…………… VI・12
- 通貨の増発
- 赤字国債の日銀引受けによる…………… V・408
- 赤字財政に伴う…………… V・58, 137
- 財政の赤字と金融機関の融資急増による…………… V・207
- 財政面からの…………… V・324-325
- ドッジ・ラインによる…………… V・374
- 復興金融債券の日銀引受けによる…………… V・103
- 通貨発行審議会…………… IV・462 V・106, 140, 145-147, 150 -151
- 大蔵省の——案…………… V・140-142, 151
- 議事規則…………… V・147
- に関する意見(井上日銀副総裁)…………… V・646
- に関する連合国最高司令部の意見…………… V・142
- の運営方針…………… V・147-148
- の活動…………… V・147-148
- の設置…………… V・143
- の任命委員(発足時)…………… V・152
- の廃止…………… V・150
- の発足に関する方針(大蔵省)…………… V・146
- 通貨発行審議会官制案…………… V・145-146
- 通貨発行審議会法(昭和22年法律第197号)…………… V・147
- 通商会社…………… I・12, 14-15
- 通常銀行条例(案)…………… I・28
- 通商司…………… I・12, 15
- 通商擁護法 → 貿易調節及通商擁護 = 関スル法律
- 塚本合名…………… II・307
- 津軽銀行…………… IV・440-441

辻紡績	IV・154	帝都復興審議会	III・50
津島案（英貨公債借換）	III・439, 441-442	帝都復興に関する詔書	III・50, 63
“強い米国”の再生	VI・544	低物価政策	V・15
〔テ〕		低利適用限度額	V・451-452, 458, 554
低圧経済	VI・442	手形オペレーションの実施	VI・386-387
定額郵便貯金	IV・342	手形交換所の解散	IV・354
定期貸	I・241 II・36	手形交換の休止（2・26事件時）	IV・170
軍事公債担保の——	I・464	手形市場の金利自由化	VI・485
担保品付手形割引の開始に伴う——の減少	I・444-445 II・59	手形審査	I・348, 351
日銀創業期の——	I・246, 326, 332-334, 352, 355	手形転売および転売レートの自由化	VI・484
日銀の——取扱いの厳格化	I・362	手形取引の奨励	I・333, 336-340, 343
日銀の——に関する大蔵大臣の認可規定	I・153	手形取引の復活・育成	V・186
定期預金を担保とする貸付	VI・477	手形の支払人別買取限度額の設定	VI・407
定期預金の期限前解約	VI・477	手形売却操作	V・457
低金利時代の到来	IV・37, 99	手形売買市場の発足	VI・386
低金利推進論	V・553, 559, 566, 568	手形売買に伴う資金に関する貸出枠	V・532, 537
低金利政策	VI・8, 28, 31, 55, 80	手形割引	
国債消化と——	IV・466	担保品付——→担保品付手形	
昭和7年以降の——	IV・23, 30, 40-41, 51-52, 118, 167	中央銀行の本務としての——	I・129, 153
昭和30年代の——	V・483, 488, 548, 558, 605	——最短日数の短縮	IV・257
人為的——	I・128, 154-155, 213, 255 II・216	——市場	II・259 III・123 V・527, 531-535, 591
——変更の必要	IV・168	——審査の厳格化	I・348
投機的資金流入防止のための——	III・118, 150	——の一時中止	I・346-347
馬場財政下の——	IV・170, 172, 174-176, 178, 313	——の拒絶	I・349, 363, 446 II・121
帝国銀行	IV・266-267, 276, 307, 424, 442 V・28, 134, 170, 371	——の奨励	I・345, 347-348
帝国経済会議金融部会	III・164	——の担保品	I・433-434, 447-448, 454, 464, 471
帝国財政経済政策逆施設概要（第一次案）	II・394-395, 398	——の保証品	I・340-341, 344, 350-351, 363, II・337, 407, 536
帝国蚕糸会社	II・330	——の乱用	I・343
帝国商業銀行	II・380, 565 III・17, 39	日銀創業期の——	I・246, 326, 328, 332, 342, 352
帝国人造絹糸	IV・19	日銀創立と——に対する田口卯吉の批判	I・211-212
帝国生命保険会社	III・81	日銀の——取扱いの厳格化	I・362
帝人事件	IV・17	日清戦後の日銀の——	I・508
ディス・インフレーション政策	V・245, 263, 326-328, 389, 536	敵性通貨	IV・374-375
——からの転換	V・380	適正通貨量	VI・476
——の意味	V・328	鉄道国有化	II・54, 58, 88, 189, 213, 219, 238
——の採用	V・325	鉄道国有法（明治39年法律第17号）	II・54
——の続行	V・376	鉄道債券	II・348, 351, 363, 368, 371
——の目的達成	V・374-375	鉄道事業費	IV・26
帝都復興院	III・50-51	鉄道証券	II・261, 267, 333, 369
		鉄道特別会計	II・367-368
		デノミネーション	V・115 VI・325
		デフレーション	I・102 V・36, 325, 328, 392
		デフレーション政策	II・268 V・57, 204, 253
		電気事業調査会	IV・122

- 電気事業法改正法律（昭和6年法律第61号）
 IV・125
- 転型期論 VI・5, 175-176
- 典型的貨幣造出論(klassische Geldschöpfung)
 VI・87, 96, 117
- 天皇機関説 IV・169
- 天王寺銀行 I・522
- 店舗行政 V・482
- 天満織物 IV・154
- 天満銀行 I・522
- デンマーク中央銀行 I・139
- デンマークの金本位制停止 III・491 IV・139
- 〔ト〕
- ドイツ
- 型信用銀行主義 II・394, 398
 - 私立発券銀行法（Privatnotenbank-gesetz, 1924年） III・135
 - に対する金融援助 III・345
 - の金本位制復帰 III・132-133
 - の金融恐慌 III・490
 - の賠償問題 III・129, 343-345, 350-352, IV・142, 156
 - の無条件降伏（第2次大戦） IV・236
 - のライヒスマルクに対する不安 IV・157
- ドイツ銀行 II・170
- ドイツ金割引銀行（Die Deutsche Golddiskont-bank） III・345-346
- ドイツ帝国銀行 I・39, 42-43, 45, 139, 175-176
- 独逸東亜銀行 V・12
- ドイツ・ブデスバンク(Deutsche Bundesbank)
 V・655
- ドイツ・ライヒスバンク(Deutsche Reichsbank)
 III・345, 489
- ドイツ・ライヒスバンクに関する法律（Gesetz über die Deutsche Reichsbank） IV・478
- ドイツ・レンテンバンク(Deutsche Rentenbank)
 III・132
- 東亜共栄圏 → 大東亜共栄圏
- 東亜金融圏 → 大東亜金融圏
- 銅貨 I・9 II・456, 458
- 東海銀行 IV・273, 276, 324, 433, 436
- 東海銀行（東京） II・307 III・36
- 東海五県聯合蚕糸委員会 III・510
- 東株代行 IV・6
- 東株短期取引の代引尻 IV・6
- 投機的土地購入 VI・363
- 東京卸売物価指数 V・14-15, 81, 112, 375, 382, 398, 403, 407
- 東京外国為替市場の閉鎖 VI・319, 435
- 東京瓦斯 III・170
- 東京株式市場に対する救済融資 II・380
- 東京株式取引所 I・361 II・55, 106, 556, 561, 565 III・39
- の休会 IV・6
 - の国債市場開設 II・558-559, 563
 - の市場救済策（関東大震災） III・80
 - への大蔵省証券の上場 II・140
- 東京銀行 V・134, 430-431, 434
- 東京銀行協会 V・159, 289, 600-601
- 金融業法専門委員会 V・600
 - の貸出金利最高率の申合せ V・155
 - の銀行間の利率協定についての意見書 V・158
- 東京銀行集会所 I・300, 302, 379 II・350 III・51, 53, 176, 180 IV・300
- 組合銀行 II・63, 73 III・48
 - 同盟銀行 I・300
- 東京組合銀行 II・148, 246, 448
- 東京興信所 II・160
- 東京小売物価指数 V・14-15, 81, 112, 375, 382, 398
- 東京国債市場 III・72, 80
- 東京米商会所 I・452
- 東京市外債 II・219, 250-251, 261, 265, 267
- 東京市債 I・434 III・150
- 東京実際物価指数（生産財） V・16
- 東京実際物価（闇物価）指数 V・112
- 東京実際物価調（消費財） V・15
- 東京市電気事業短期公債 II・337
- 東京商業会議所 I・471 II・73, 135, 328 III・44
- 金融救済調査委員会 I・471
 - 戦後経済調査委員会 I・510
 - 物価調節委員会 II・539
- 東京証券（日証金の前身） V・366
- 東京商工会 I・336-337
- 東京商工会議所 III・535, 537 IV・67, 136
- 東京商工相談会 II・88
- 東京シンジケート銀行 II・540 III・4, 20, 31, 60
- 東京水曜会 IV・314, 321
- 東京短資 V・532, 537
- 東京手形交換所 I・436 III・51, 53, 61, 176, 180 IV・354
- 加盟銀行 I・452
 - 組合銀行 III・53-54, 57
- 東京鉄道会社 II・227
- 東京電気鉄道会社 II・227
- 東京電灯 II・227, 284 III・144, 370, 379, 442-443
- 東京同盟銀行 I・302, 428-429, 456, 507

東京都城南地区の15市街地信用組合に対する合併 命令	IV・285
東京乗合自動車	III・170
東京馬車鉄道会社	I・351
東京府農工銀行	III・68
東京古河銀行	II・307
東京明治銀行	II・127
東京關物価指数	V・16
東京預金金利協定銀行	V・157
東京預金利子協定加盟貯蓄銀行	IV・314
東京渡辺銀行	III・17, 169-171, 182, 192
東西銀行	II・223
東西国債シンジケート銀行 → 国債引受けシンジ ケート	
東西シンジケート銀行 → 国債引受けシンジケート	
当座貸越(日銀)	I・247 III・78
—極度額の減額	V・55
—限度額の拡張	IV・203-204, 257
—取引先の拡大	IV・204
—利子歩合	V・28, 55
当座勘定付替制度	II・338-339
当座預金取引(日銀)	I・247, 326, 328, 354
当座預金の付利廃止(日銀)	I・454-455, 541
投資信託放出コールの全面的フリー化	VI・142
当所・他所商業手形割引歩合の一律化	II・247-248
投信10社	VI・137, 142
統帥権の干犯	III・460
統制充為替の買戻し	III・505
統制会	IV・230
統制組合	IV・230, 283
統制撤廃	
生活必需品の—	V・23
生鮮食料品の—	V・14-15, 23
道府県信用組合联合会	IV・257
東北地方の銀行動揺(昭和6年)	III・481
東洋拓殖	II・405 III・41, 144, 379
—会社社債	II・326
—債券	III・41
東洋棉花	III・508
徳島銀行	III・186
徳島県阿波農工銀行	II・8
徳島貯蓄銀行	III・186
特需	
朝鮮戦争終結による—の大幅減少	V・404
朝鮮戦争に伴う—	V・260, 380, 382, 384, 389, 425
日米経済協力に伴う—期待	V・398
特殊預り金	IV・274, 279
特殊貸付	IV・273

特殊銀行	II・14, 279, 419 III・59 V・56, 272, 281, 347
—株式を陰担保とする特別融通	III・67
—制度の廃止	V・379, 434
—団	IV・325
—としての横浜正金	I・386, 402, 422 II・ 294
—に対する震災手形割引	III・94
—による金融疎通	II・328
—による対中国借款団の組織	II・372
—の改組	V・284, 434
—のコール取入れ	III・27
—の信託預金名義による預金吸収	II・444
—の設立	II・7-10, 20
—への特別融通の集中	III・72
特殊金銭信託	IV・303
特殊決済	IV・303-305, 350
特殊財産税	V・10
特需収入	V・443, 445-446, 449, 469, 478-479, 481, 573
—に依存しない国際収支の均衡	V・478-479
特殊手形	III・197
特殊預金	IV・303, 305 V・23, 26
特設金庫貨幣類運送費	II・300
特設金庫事務取扱費	II・300
独占禁止	V・173, 275
独占禁止委員会	V・151
独占禁止法(昭和22年法律第54号)	V・145, 157- 158, 169, 272
独ソ不可侵条約	IV・371
特定中小企業の安定に関する臨時措置法(昭和27 年法律第294号)	V・426
特別委員会(昭和17年、日銀)	IV・434
特別円決済ニ関スル日本銀行及泰國大蔵省間協定	IV・414
特別円制度	IV・347, 359-360
特別円預金	IV・360
特別為替	II・332
特別銀行	V・43
特別金融制度調査会(昭和7年設置)	III・537 IV ・127-130
特別経理会社(会社経理応急措置法)	V・65
特別経理会社(企業再建整備法)	III・263
特別減税国債	V・566
特別五分利公債	II・191, 564 III・66
特別産業資金	III・476-477
特別発行方式(国債)	III・473-474 IV・26, 243
特別報国債券	IV・319
特別見合金(内国為替集中決済制度)	V・413

- 特別融通（明治17年）……………Ⅰ・346
 特別融通（明治34年）……………Ⅱ・131
 特別融通（第1次大戦中）
 外国為替銀行に対する—— ……Ⅱ・360-362, 423
 大正5年末の株式市場救済—— ……Ⅱ・380-382
 大戦発生時の—— ……Ⅱ・327, 329-330
 特別融通（大正9年）……………Ⅲ・8, 13-15, 19
 株式市場救済資金の—— ……Ⅲ・15, 17
 関東大震災時との比較 ……Ⅲ・85-86
 銀行支払準備資金の—— ……Ⅲ・14-15
 ——に対する批判 ……Ⅲ・20-22
 ——の基本方針 ……Ⅲ・11-13
 取引先外銀行に対する—— ……Ⅲ・15
 貿易資金の—— ……Ⅲ・18-19
 綿業資金の—— ……Ⅲ・17-18
 臨時事業資金の—— ……Ⅲ・19-20
 特別融通（大正9～14年）
 銀行整理のための—— ……Ⅲ・38-40, 42-43, 113
 特別融通（大正10年）
 台湾産業資金の—— ……Ⅲ・40
 特別融通（大正11年）……………Ⅲ・31, 33-34, 36
 特別融通（関東大震災時）……………Ⅲ・72, 88, 106
 社債償還資金等の—— ……Ⅲ・82
 証券市場復興資金の—— ……Ⅲ・80
 震災手形以外の—— ……Ⅲ・76
 生命保険金支払資金の—— ……Ⅲ・81
 損失補償令による—— ……Ⅲ・65, 67, 89
 大正9年反動時との比較 ……Ⅲ・85-86
 特殊銀行・会社株式を陰担保とする—— ……Ⅲ・67
 無担保手形による—— ……Ⅲ・65, 74
 特別融通（昭和2年金融恐慌時）…Ⅲ・181, 197-200, 202, 212-213, 218, 240-241, 247-261
 特別融通（金解禁下）…Ⅲ・475-478, 480-483, 508-509
 特別融通（金輸出再禁止後）……………Ⅳ・56-62
 特別融通（昭和戦時期）…Ⅳ・206, 208, 404-406, 408-410
 特別融通（昭和21年）
 興銀に対する—— ……Ⅴ・102-103
 特別融通（昭和40年）……………Ⅵ・154
 特別融通をめぐる論評 ……Ⅵ・158
 特別融通関係2法 ……Ⅲ・212
 特別融通審査会 ……Ⅲ・181, 247, 249-250, 252
 特別融通善後処理 ……Ⅲ・153
 特別融通損失審査会 ……Ⅲ・249, 255-256, 260
 特別預託金（外貨）……………Ⅲ・401
 独立の回復 ……Ⅴ・169, 408, 424, 426, 438
 特例国債 ……Ⅵ・527
 所沢銀行 ……Ⅱ・223
 所沢商業銀行 ……Ⅱ・223
 所沢貯蓄銀行 ……Ⅱ・223
 都市銀行、長期信用銀行に対する特別調査(日銀)
 ……………Ⅵ・209
 都市銀行の資金不足と地方銀行の資金余剰 …Ⅴ・221
 ドーズ案 ……Ⅲ・345, 351-352
 ドーズ委員会 ……Ⅲ・345
 栃木伊藤銀行 ……Ⅲ・7
 栃木銀行 ……Ⅲ・441
 土地取得関連融資の抑制 ……Ⅵ・407
 特惠関税政策 ……Ⅳ・144
 ドッジ声明（昭和24年3月）……………Ⅴ・234-236, 242
 ドッジ声明（昭和24年4月）……………Ⅴ・239, 245
 ドッジ・プラン ……Ⅴ・308
 ドッジ・ライン …Ⅴ・232, 265, 327, 458, 465, 492, 527
 一挙安定を目指す—— ……Ⅴ・204
 ——以後のオーバー・ローン激化…Ⅴ・165, 572-573
 ——下での日銀対政府貸付金の償還…Ⅴ・34
 ——下の企業整備・合理化 ……Ⅴ・334
 ——実施以降の日銀の債券買入れ操作…Ⅴ・354-355
 ——実施後の金融経済情勢 ……Ⅴ・375
 ——実施後の通貨の安定 ……Ⅴ・169
 ——実施前からの金融引締め ……Ⅴ・346
 ——実施に伴うインフレーションの終息
 ……………Ⅴ・148, 264, 325, 383
 ——実施に伴う金融逼迫 ……Ⅴ・360, 365
 ——実施に伴う中小企業の金融難 …Ⅴ・188, 341
 ——実施に伴うデフレ警戒論 ……Ⅴ・263
 ——実施に伴う復興金融金庫の融資業務停止
 ……………Ⅴ・326, 435
 ——による経済の安定化 ……Ⅴ・168, 425
 ——の効果浸透に伴う通貨膨張の停止 …Ⅴ・374
 ——の示す政策目標 ……Ⅴ・324
 ——明示前の日銀の政策姿勢 ……Ⅴ・230
 鳥取貯蓄銀行 ……Ⅳ・424
 都道府県信連 ……Ⅴ・360, 364
 富山県地方の銀行動揺 ……Ⅲ・480
 豊川信用金庫に対する預金取付け ……Ⅵ・437
 豊国銀行 ……Ⅱ・380-381 Ⅲ・94
 虎の門事件 ……Ⅲ・104
 取引員統制会 ……Ⅳ・334
 取引銀行調書取扱手続 ……Ⅲ・286
 取引先外銀行
 ——に対する特殊な取扱い廃止…Ⅲ・66
 ——に対する融通 ……Ⅲ・68-69, 74
 取引先厳選方針の緩和 ……Ⅳ・203, 257
 取引先別貸出極度額…Ⅱ・37, 40, 199-200, 209-210, 212
 取引所機関銀行 ……Ⅳ・6, 9

取引所の金銀貨幣取引	I	66-67, 75
トリレンマ	VI	463
ドル買い	III	500-501, 503, 505-507, 519
ドル過剰問題	VI	294, 300
ドル・クローズ	V	414, 416
ドルの金量目の変更	IV	76
ドル不足現象	VI	294
ドル・ブロック	IV	148
ドル防衛(策)	VI	63, 216, 293, 299, 465, 492-493
ドル・リンク	IV	372-373
ドレーパー報告	V	87, 176-179, 202
富田林銀行	III	480

[ナ]

内外金融調節二元化	V	429
内外金融の一元的調整	I	136, 404, 414
	II	23
	V	430-431
内外金利差		
投資決定要因としての	VI	544
——と外国為替相場	VI	535, 541, 543, 549
——の拡大による円安	VI	556
内外国債償還紙幣支消概算	I	47, 69-70
内外資本移動の活発化	VI	541-543
内外正貨の処理に関する一般の方針(金解禁時)	III	418
内外棉	II	487
内国為替交換決済のための日本銀行預け金	V	617
内国為替集中決済制度	IV	339-340
	V	411, 413
内国債事務取扱いの集中	I	277
内地産金の吸収	II	333
中井銀行	I	263
	III	171, 240
仲買人シンジケート	III	17
中沢銀行	III	171, 240
中島飛行機	IV	306
長瀬商店	II	487
中山道鉄道公債	I	252, 274-275, 277-278, 342
中山道鉄道公債事務委員	I	278
中津川銀行	III	481
中津共立銀行	II	223, 225
中津貯金銀行	II	223
長野県の銀行動揺	III	480
名古屋株式市場の救済	II	382
名古屋株式取引所	II	382
	III	4
名古屋銀行	II	223, 225, 382
	III	17, 359
	IV	58-59, 276, 430
名古屋銀行集会所委員銀行	II	132
名古屋組合銀行	II	449
名古屋三大銀行	IV	57
名古屋商業会議所	II	31

名古屋シンジケート銀行	III	4, 20
名古屋紡績	IV	154
なし崩し緩和論	VI	441
ナショナル・シティー商会	III	444
ナショナル・シティー・バンク・オブ・ニューヨーク		
(The National City Bank of New York)		
	IV	89
	V	135
ナショナル・バンク	I	17, 20
浪速銀行	II	131, 235, 333, 487, 500
	III	5, 18, 95
7日ものコールの新設	VI	485
那覇商業銀行	III	112
なべ底不況	V	477, 509
難波銀行	II	130-131
南方開発金庫	IV	285, 360, 418
南洋貿易会	IV	367

[ニ]

荷為替取引の奨励	I	339
荷為替方法	I	339-340
ニクソン・ショック	VI	300
——と円切り上げ	VI	318, 320-322, 326-327, 334, 340, 350
——に伴う国内金融経済事情	VI	356-360, 363-364, 367, 370, 372, 387, 389-390
ニクソン大統領の新経済政策(ニクソン声明)	VI	318, 324-326, 328-330, 333, 335-338, 346, 349, 357-358
西原銀行	III	178
西尾銀行	II	223
西ドイツ		
——の現金預託(Bar-depot)制度	VI	347
——の再割引枠制度(Rediskontkontingent)	VI	102
——の特別ロンバート貸付制度(Sonder lombard kredit)	VI	552
——ヘルシュタット銀行(Bankhaus Herstatt)の破綻	VI	554
——マルク切り上げ	VI	270, 296, 298
——マルク投機	VI	263
——マルクの暫定的フロート移行	VI	299, 303
——輸出入合同機関	V	338
西原借款	II	373
	III	206
西松商店	II	487
二重為替市場制	VI	342
二十銀行	II	230
二十三銀行	II	223, 240
	III	32
	IV	60
二重レートによる政府短期証券の売買	V	541, 547-548
	VI	214
日印シムラ会商	IV	106-107